

令和3年第4回定例会

白子町議会会議録

令和3年 12月10日 開会

令和3年 12月17日 閉会

白子町議会

令和3年第4回白子町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月10日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期日程等の議会運営について	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○追加日程の件	6
○副議長辞職の件	6
○追加日程の件	7
○副議長の選挙	8
○一般質問	10
宗 島 理 仁 君	10
東海林 東 治 君	17
梅 澤 哲 夫 君	25
大多和 正 夫 君	36
市 川 隆 子 君	43
大多和 秀 一 君	55
○請願第3号の上程、委員会付託	67
○諮問第1号及び同意第1号の一括上程、説明、採決	68

○議案第 1 号及び議案第 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	70
○休会の件	72
○散会の宣告	72

第 2 号 (12月17日)

○議事日程	75
○本日の会議に付した事件	75
○出席議員	75
○欠席議員	76
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	76
○事務局職員出席者	76
○開議の宣告	77
○追加日程の件	77
○常任委員会委員の選任	77
○議会運営委員会委員の選任	78
○長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙	78
○議案第 3 号及び議案第 4 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	80
○議案第 5 号及び議案第 6 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	82
○認定第 1 号～認定第 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決	87
○追加日程の件	94
○委員会の閉会中の継続審査の件	95
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
○閉会の宣告	97
○署名議員	99

令和3年第4回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和3年12月10日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 請願第3号 議会基本条例の制定に関する請願書について
- 日程第 8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 同意第1号 白子町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第1号 白子町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 休会の件
- 追加日程第1 副議長辞職の件
- 追加日程第2 副議長の選挙

本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第2まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	今 井 滋 則 君	2 番	大多和 正 夫 君
3 番	北 田 百 人 君	4 番	梅 澤 哲 夫 君
5 番	宗 島 理 仁 君	6 番	東海林 東 治 君
7 番	酒 井 良 信 君	8 番	今 関 勝 巳 君
10 番	板 倉 正 道 君	12 番	齋 藤 鉄 也 君

13番 大多和 秀 一 君

14番 市 川 隆 子 君

欠席議員（1名）

11番 大多和 正 之 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 井 和 芳 君	教 育 長	御 園 正 二 君
総 務 課 長	斉 藤 繁 男 君	税 務 課 長	御 園 友加里 君
建 設 課 長	齊 藤 雄 君	産 業 課 長	小 高 健 史 君
商工観光課長	田 邊 健 治 君	健康福祉課長	竹 下 裕 之 君
環 境 課 長	梶 幸 男 君	住 民 課 長	今 関 道 雄 君
ガス事業所長	緑 川 栄 治 君	会 計 管 理 者	緑 川 義 之 君
教 育 課 長	目 羅 伸 夫 君	生涯学習課長	齊 藤 貴 人 君
学 校 給 食 センター所長	三 橋 政 明 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	高 橋 庸 行	書 記	味 戸 ひろ子
書 記	阿 曾 弘 康	書 記	萬 崎 弘 也
書 記	鈴 木 貴 文	書 記	畠 山 優 也

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（酒井良信君） これより令和3年第4回白子町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（酒井良信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、1番今井滋則君、14番市川隆子君を指名いたします。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（酒井良信君） 日程第2、会期日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、齋藤鉄也君。

○議会運営委員長（齋藤鉄也君） おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともお忙しい中、ご参集いただき、ご苦労さまでございます。

師走を迎え、令和3年も残すところあと僅かになりました。新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年でありましたが、東京オリンピック・パラリンピックでの日本人選手の活躍に、大変感動したことを鮮明に覚えています。また、白子町でも、新しく石井町長が誕生し、議会と一丸となって明るい未来に向けたまちづくりがスタートした年となりました。新型コ

コロナウイルス感染症の第6波が心配されるところであります。皆様方が穏やかで明るい新年を迎えられますことをご祈念申し上げます。

それでは、12月3日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告させていただきます。

まず、今定例会に上程されます町長提出案件は、諮問案件1件、同意案件1件、条例案件4件、補正予算2件及び認定案件6件の計14案件であります。また、一般質問は7名の方から通告がありました。

以上のことを踏まえ、協議した結果、今定例会の会期は、本日12月10日から17日までの8日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますようよろしくご協力のほどお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（酒井良信君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日12月10日から17日までの8日間に行いたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日12月10日から17日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（酒井良信君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合から令和2年度長生郡市広域市町村圏組合歳入歳出決算

書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（酒井良信君） 日程第5、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 皆さん、おはようございます。

二十四節気の大雪も過ぎ、いよいよ冬本番の寒さを迎える季節になりました。議員各位におかれましては、師走の大変お忙しい中、第4回議会定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

先月行われました常任委員会の中でも触れておりますが、休養施設事業につきましては、7月の運営委員会において事業終了という結論が出されました。この結果を踏まえ、年度末に向けて、事業終了のための手続を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、休養施設の跡地、無償で借り受けている国有地の今後の利用方法につきましては、多方面から様々な提案がありますので、議会をはじめ関係者の皆さんの協議をしながら、よりよい活用方法を考えてまいりたいと思います。

次に、11月末にスマートウェルネスシティ首長研修会に参加してまいりました。皆さんご存じの健幸ポイント事業に関連する組織ですが、今回、筑波大学東京キャンパスでの開催ということで、職員とともに参加してまいりました。参加している自治体は全国に広がっており、健康づくりをまちづくりにつなげている先進事例も多く見られます。示唆に富んだ内容でありました。ほかに、自治体での取組については、今後本町でも取り入れることが可能かどうか、関係者の意見をいただきながら検証してみたいと考えております。

続きまして、新型コロナの影響による経済対策の一環としまして、子育て世帯臨時特別給付金の給付事業が決定しました。関係課で詳細を確認しているところですが、中学生以下については、先行給付分5万円の振込を12月27日、月曜日に予定しております。なお、公務員、高校生のみの世帯については、1月より申請の受付を開始する予定であります。

最後になりましたが、今回の定例会におきまして人権擁護委員及び教育長の人事案件をは

じめ、条例の制定及び改正案、補正予算につきまして上程させていただいております。議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（酒井良信君） 以上で町長の行政報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時22分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（酒井良信君） 休憩中に、副議長宗島理仁君から副議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることにしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（酒井良信君） 追加日程第1、副議長辞職の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条除斥の規定により、宗島理仁君の退場を求めます。

(宗島理仁君退場)

辞職願はお手許に配布してあるとおりです。

お諮りいたします。

宗島理仁君の副議長辞職を許可することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、宗島理仁君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

宗島理仁君の入場をお願いいたします。

(宗島理仁君入場)

ここで宗島理仁君より挨拶があります。

○5番(宗島理仁君) 副議長として2年間、酒井議長をはじめ、議員の皆様には大変お世話になりました。改めてこの場をお借りいたしまして、心より御礼申し上げます。

今後は、一議員として、町政の発展とよりよいまちづくり、議会の発展のため、引き続き努力してまいりますので、これまで以上に、ご支援、ご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

2年間、ありがとうございました。

◎追加日程の件

○議長(酒井良信君) ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として副議長の選挙を行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（酒井良信君） 追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番今井滋則君、2番大多和正夫君、3番北田百人君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

念のために申し上げます。投票は氏名のみ単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（ありませんと呼ぶ声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番今井滋則君、2番大多和正夫君、3番北田百人君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。

有効投票数12票。

無効投票数ゼロ票。

有効投票数のうち、4番梅澤哲夫君 11票。

14番市川隆子君 1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、梅澤哲夫君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま当選されました梅澤哲夫君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、当選されました梅澤哲夫君をご紹介いたします。

副議長当選のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（梅澤哲夫君） ただいま大多数の議員のご支持をいただき、副議長を拝命いたしました梅澤哲夫と申します。

今、世間はコロナ禍で大変な世の中になっております。また、自然災害におかれましては、トカラ列島における地震の多発、世情の不安が多々あります。そういった中で、歴代の副議長に負けないよう、現酒井議長を助けながら、町、町政のために精いっぱい頑張ってまいりますので、今後とも皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げ、私の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（酒井良信君） ここで暫時休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時50分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（酒井良信君） 日程第6、一般質問を行います。

順次質問を許します。

◇ 宗 島 理 仁 君

○議長（酒井良信君） 通告順により、5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

新年度予算編成方針について伺っていきます。

令和4年度においても、町民の暮らしと地域経済を支える新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、白子町の地域価値を高め、変化を恐れることなく前例踏襲という固定観念から脱却し、将来を見据えて効果や目標から逆算した事業の再構築を進めなければならないかと思います。

石井町政においても初めての予算編成であり、人口減少への対策や地域経済の活性化など一朝一夕には解決しない様々な課題が山積している現状で、近視眼的な考え方で対応していたのでは到底解決には結びつかず、大局的な視点で今から将来のために何をすべきか、将来を見通した視点で事業を検討していくべきかと思います。

また、町の発展を牽引する若い世代が様々な分野で活躍することができる環境づくりに重点的に取り組むとともに、質の高い教育や文化施策・子育て支援策を推進し、長く住み続けたいと思うまちづくりを進めていくために、令和4年度における町の予算編成方針の概要及び重点政策はどのようなものなのか、見解を伺います。

2点目について、新型コロナウイルスの感染症拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が求められることを踏まえ、さらなる事業の見直しや事業の在り方について伺います。

新型コロナウイルスの新たな変異ウイルス、オミクロン株の感染者が確認され、政府は引き続き水際対策や国内の監視体制を強化するとともに、3回目のワクチン接種について、必要に応じて2回目との間隔を見直す方針を出し、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種のさらなる促進が求められているかと思います。

また、経済活動では、観光需要が大幅に減少し、商工観光関連産業に深刻な影響が生じて

いるのは言うまでもありません。令和2年度では、中小企業再建支援金として売上げが減少した町内の事業者に一律に10万円の給付があり、令和3年度でも、中小企業・個人事業主等への事業継続支援金が創設されました。このような状況で事業の継続の支援に注力するとともに、新年度では反転攻勢に転じるための基盤を整備し、感染状況等を見極めつつ強力な需要の喚起策を講じ、商工観光の回復を図っていくための新たな施策を展開していくべきだと思いますが、町ではどのような予算編成方針なのか伺います。

3点目として、白子町第5次総合計画後期基本計画策定に当たり、さきの9月議会において総合計画策定業務委託料が予算としてつきましたが、その後の進捗状況について伺えればと思います。

総合計画は、今後のまちづくりの基本的な指針となるもので、まちづくりの方向性を定める非常に重要な計画です。アンケートで得られた町民の意見等は、総合計画策定や今後のまちづくりに最大限活用していかなければなりません。

白子町第5次総合計画後期基本計画策定支援業務仕様書によれば、前期基本計画の計画期間が令和4年度をもって終了することを受け、令和5年度を初年度とする後期基本計画を策定するに当たり、客観的かつ専門的な情報分析をする必要があるため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者支援業務を委託するものとし、公募型プロポーザルを実施したかと思っています。

まずはその結果として、どのような業者が決まったのか。そして、町民アンケートが実施されていくとのことですが、その内容はどのようなものなのか、詳細を伺えればと思います。

以上3点について伺います。明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、宗島議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、令和4年度における予算編成方針についてであります。主人公は町民という考え方の下に、町民目線を基本とした自治体の最も重要な責務である町民の日々の暮らしを着実に支える、ずっと暮らしたい町と町民が実感できるまちづくりを進めたいと考えております。

その中で、重点施策としましては、第1としまして、国で進めているデジタル技術を活用した行政の効率化を目指してまいります。

人口減少という、今まで経験したことのない社会経済情勢の変化が起きておりますが、行政サービスに対する住民ニーズはさらに多様化、複雑化しております。行政コストの縮減に

は、国が進めるデジタル・トランスフォーメーションやSociety5.0というようなデジタル技術の活用が不可欠であります。こうした最新のデジタル技術を積極的に採用するとともに、行政機構の見直しや既存の公共施設のリノベーション・リユースの検討も進めていきます。持続可能な財政運営に努めてまいります。

第2としまして、新型コロナの対応ですが、新しい変異株オミクロン株が世界中に不安を与えておりますが、引き続き町民の命と健康を守るため感染防止対策に万全を期するとともに、変異株に対する国の動向、対応策など情報収集に努めつつ、町民、事業者の支援策事業に取り組んでまいりたいと思っております。

第3としまして、子育て支援と学校教育の充実であります。

住民ニーズが多く、また将来人口にも影響のある重要度の高い分野でありまして、子育ての楽しさや喜びを感じ、子供を白子町に産み育てたいと思える施策を展開しつつ、学校教育においてもICTを積極的に活用したいと考えております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、感染防止のために、環境整備、商工観光などの支援や経済の下支え等、新年度ではどのような施策を予定しているのかについてであります。まず、国の予算編成の動向などを踏まえ対応していきたいと考えています。

先ほども申し上げましたが、町民の命と健康を守るために感染防止対策に万全を期するとともに、3回目のワクチン接種など、具体的なスケジュールを確認しながら進めていくとともに、公共施設などの感染防止の取組には引き続き注力していきたいと考えております。

それから、商工観光に対する支援についてであります。国の変異株への対応によって変動するおそれもありますが、GoToイベントの再開など、積極的に呼応していきたいと考えております。

また、観光庁が指導しております観光地域づくり法人DMOの設立に向けて、商工観光課を中心に調査・検討を進めてみたいと考えております。

このDMOは、地域の稼ぐ力を結集し、様々な産業・立場の人たちが協働しながら観光地域づくりに取り組むものであります。近年、各地での活動が活発化しております。本町におきましても、観光・農業・商工業の魅力を結集し、自ら稼ぐ力を持ったDMOとなるよう支援していきたいと考えております。

その他、個別具体的な事務事業につきましては、現在予算編成中でありますので、いましばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

それから、質問３番目、後期基本計画の策定により住民アンケート調査を実施するようだがとそういうことでありまして、その進捗についてのご質問でございますが、回答としまして、公募型プロポーザル後期基本計画策定支援業務について事業者を募集したところ、２者から参加申込みがありました。そして、11月26日にプロポーザル審査会を実施し、12月2日に、受託候補者である株式会社ぎょうせいに審査結果を通知いたしました。その後、プロポーザル実施要領に従い、契約内容の確認及び契約金額などの交渉を進めているところでございます。

交渉が成立した場合、速やかに契約を締結し、業務工程表に従い12月中に調査票の設計及び作成、同時進行で発送準備、1月中旬にアンケート用紙発送、2月上旬までにアンケート用紙回収、回収したものから順次入力、2月末までに集計し同時に分析を開始、3月中旬までに報告書の作成を予定しております。

それから、調査対象については、無作為抽出で16歳以上、住民は1,200名くらいと考えております。また、未来の白子町を担う若年層の意識やニーズを把握するために、小学校6年生及び中学生全員を対象としたアンケートも実施することといたしております。

そして、この後期基本計画の策定に当たり、アンケートの設計及び原案作成の段階から全庁的に参加してもらうために、各課に設問の提案や意見等を提出してもらうことになっております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（酒井良信君） ５番宗島理仁君。

○５番（宗島理仁君） 答弁ありがとうございました。

一問一答ですので、新年度予算編成方針から伺っていきます。

まず最初に、行政の効率化ということでデジタル・トランスフォーメーションとかを取り入れていくということですが、行政サービスの安定を図るため、また、持続可能な行政サービスを目指すために、ＡＩやＩｏＴ、ＲＰＡ等の技術を取り入れていくと思います。確かに、今後の労働力不足という課題において有効活用しなければならないかと思います。

自治体が支えている住民生活に関わる行政サービスを提供していく中で、地方の人口減少は大きな問題です。少子高齢化により人口が減少するとともに、労働力不足もさらに加速していきます。自治体業務では、定型的な業務に多くの労力が割かれるために、これからの課題のためのソリューションとしてＲＰＡが使われ始めています。

調べてみると、千葉県市川市では様々な課でのＲＰＡ活用が進んでいます。例えば、子ど

も福祉課では児童手当年金情報照会業務などに活用されており、年間の削減効果は約500時間となっていました。RPA導入やAIロボティクスを導入・活用していくことで自治体の労働力不足の課題を改善し、スマートな自治体への転換をしていくことができると考えられていますが、先ほどいろんな技術の話が出たんですけれども、具体的にどのような技術を取り入れていくのか、もう少し詳細を伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） ただいま宗島議員から、具体的にどういう技術を取り入れていくんだというご質問でございますが、実際にそういう技術は日々進歩していて、それを、今、町といたしましては、いろんなものを検証させていただいている状況となっております。ですので、もしばらくその検証をさせていただいて、そういうものが決定いたしましたら、町のほうからそういうものを公表してまいりたいと考えております。

また、予算の、今ちょうど新年度予算を編成している、ヒアリング等を実施している時期でございますので、申し訳ございませんが、もしばらくお待ちいただければと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 分かりました。この件に関しては僕も勉強しつつやっていきますので、報告等をいろいろよろしくお願いします。

もう一つ、町長の行政報告でも触れられていましたが、スマートウェルネスシティの首長会議に出席されたということで、新年度スマートウェルネスシティ実現に向けて、いろんな施策が展開していくと思います。それが具体的にどのようなものかということで、例えば、今行っている健幸ポイント事業の効果検証を細部にわたり行い、参加者個人までに健康のアドバイスやデータを示すことをするのか。あるいは、景観や歩道の整備、ベンチの設置をし、歩きたくなるような環境の整備をしていくのか。あるいは、科学的知見に基づき個人ごとの運動プログラムを作成してもらい、参加者は指導を受けながら会場や自宅でのプログラムを実践するようなイベント、かけっこ教室など、子供も交えたイベントのような開催とかを考えられますが、町とすればどのようなことを実践していくのか、健幸ポイント事業を充実させていくのかを伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、健幸ポイント事業ということでお話がありまして、私もこの間、研修に行っただけで、非常に参考になったんですが、今、当町で行っております健幸

ポイント事業、これ自体がやはりすばらしいものでありまして、実際問題、今、1,900人、40歳以上の大体24%がこれに参加しておりまして、この結果としまして、今、実際問題抑制効果、医療費の抑制効果で約2,750万ぐらい。それから、介護保険料、介護費ですね、こちらもうやはり同金額程度の抑制効果が出ております。この事業自体は、今白子町でやっている事業の中で一番いろんな効果が出ているものだと思います。

ですから、このスマートウェルネス首長会議ということで、この間行ってきましたんですけども、これはいわゆるソフトの部分なんです。ソフトの部分でこういうものを、白子町は取り組んでいて非常にいいわけです。スマートウェルネスシティというのは、これは正直言いまして、ハードの部分だけですと陸沢にあります道の駅等、あの部分がこのハード、SWCで企画したものでございます。

ですから、白子町もこちらの分野に相当、今後進めていかないとやはりまちづくりの中にいろんなものが出てこないと思いますので、こちらのほうも、今後、やはりSWCを中心にいろいろなことを考えながら、今後進めていきます。

私が公約で申し上げてありましたコンパクトシティとか、そういうものとまるっきり重複するものでございまして、こちらもちまちづくりの中にやはり進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 先ほど、町長から申し上げます健幸ポイント事業は1,900人参加されているということですから素晴らしい施策ですので、医療費、介護費の抑制のエビデンスを基に、さらなるハード面もソフト面もより充実させていってもらえればと思います。

次に、商工観光課の件ですけれども、GoToイベントの再開に呼応したり、DMO設立に向けて調査検討していくということなんですけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動に影響が生じているか、また、そのおそれがある町内のあらゆる中小規模事業者を実施する支援策は、国、政府系金融機関、千葉県、白子町等が実施しており、そのメニューは多岐にわたるかと思います。さらに、関係機関が設けている相談窓口に関する情報も、現在あふれています。その一つ一つを事業者や個人で処理していくのは難しいと感じます。そのためにも、制度や支援策を事業者に紹介し、申込みの補助をするための体制の強化をしていくべきかと思います。

さらに、DMOの設立に向けて、商工業・農業・観光業の連携をしていくということなんです。

ので、コロナ禍において緊急的に実施する対策や支援を迅速に対応できる体制の構築に向けて、商工観光課や産業に関わる部門で人材を育成するかもしれない増員し、体制の強化をすべきかと思いますが見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 宗島議員のご質問にお答えします。

まさに宗島議員の言われるとおり、アフターコロナに向けた積極的な展開ということで、それはまさに重要なことですので、それについては今後、積極的に考えていきたいと思っております。

また、情報等についても、町のホームページ等を活用いたしまして、アフターコロナに向けた国・県、または町の施策、支援措置については積極的に広報等を流していきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 5 番宗島理仁君。

○5 番（宗島理仁君） ぜひとも、来年度の体制の強化をしていただいて、有効な情報を事業者が発信してもらおう。さらには、観光においては、よりこの交流人口が増えるような、関係人口が増えるような施策の展開をよろしくお願いします。

後期基本計画について1点質問があります。

これからアンケートを無作為に行っていくということですが、説明の設定の中で、特定の分野や団体のみならず幅広い人や世代にアンケートを取るための工夫というのは行われるのか、無作為と言っていますけれども、幅広い世代から人から取るべきだと思うんですけども、そのような工夫はあるのか伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 先ほど町長の答弁の中にもあったかと思いますが、16歳以上の住民1,200人ということで、それぞれの世代からバランスよく意見をいただけるように工夫してまいりたいと思います。

それと、小学校6年生及び中学生についても、アンケートを実施する予定となっておりますので、様々な世代の方々の意見を集約できるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5 番宗島理仁君。

○5 番（宗島理仁君） では最後、全体の要望で終わります。

新年度予算編成においてこれからやっていくと思うんですけれども、主人公は町民、町民目線ということを町長はおっしゃられたんですけれども、それを忘れることなく策定していただければと思います。将来を担う世代が白子に住み続けたいと思い、多世代が生き生きと健康で交流できる施策の展開をよろしくお願いいたします。

また、これからアンケートを実施して作成する後期基本計画では、これからのまちづくりの担い手である小学生や中学生、さらに高校生が町の現在や未来について感じることや考えを把握していただいて、策定に盛り込んでいただければと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 以上で、5番宗島理仁君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時20分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 東海林 東 治 君

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君の一般質問を許します。

なお、一括質問形式での質疑ですので、答弁も一括でお願いいたします。

6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 通告にしたがいまして、一般質問行わせていただきます。

1つ目には、公職選挙法に基づき白子町町長選挙の総括についてと、2つ目には、地方公務員法に基づく白子町職員コンプライアンス規程の違法性について伺います。

11月19日付の各社新聞報道に、衆議院千葉10区多古町、所一重町長を公選法違反による逮捕の記事が、連日、記載されました。昨日の新聞報道には、20日間拘留の中で起訴猶予という結果に終わりました。

白子町においても、6月に実施された町長選挙において、公務員の政治的行為の制限を逸脱する地方公務員法第36条に違反すると思われる行為が多々ございました。公務員等の選挙運動等の制限違反の第239条の2項に、国または地方公共団体の公務員、行政執行法人、また、特定地方独立行政法人の役員または公庫の役職員は、129条の規定に、選挙運動をした者は2年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処すと、こうございます。

いわゆる公職選挙法136条の2項において、公金をその業務執行団体、その職員、役務活動に従事しているものが補助金、または報酬を受領している全ての者に公務員等の地位利用による選挙運動類似行為禁止が定めてございます。社会福祉協議会職員、シルバー人材職員、自治会長、農業委員、消防団、民生委員、教育委員、商工会役員等々、多くの職務従事者に制限が科せられております。

しかしながら、白子町町長選挙においては、ある陣営の多くの公金の受給者が選挙活動家として住民へ選挙依頼をしている事実を、多くの住民が確認しております。ゆゆしき問題と感じております。

そして、現在、現時点においても、その要職に既存している実態は、法における秩序、倫理、人格無視と断言できると思います。まずは、公職者に町長自ら面談し真意をただし、クリーンな白子町への変貌を期待いたしますので、白子町長の石井町長の所感を求めます。

2つ目に、公務員法と白子町職員コンプライアンス規程の違法性について伺います。

このコンプライアンス規程の冒頭に、私たち職員は日本国憲法に定める全体の奉仕者として、町民に信頼される町政を確立する必要があります。法令等は誰もが守って当然なものです。公職員である私たちには、一般社会に求められる以上に厳しい規範意識が求められます。また、不祥事が発生してしまうと、町民や社会の厳しい目は、その不祥事を起こした職員だけでなく町全体にも向けられます、等々が掲げられております。

これは、国が定めた公務員の倫理規程、服務規程を基本に町が定め、町職員の服務の宣誓書に署名捺印をして職務遂行を誓い、これが原点なはずで。

具体的な事例を挙げれば、公共施設に設置している自動販売機に関する件でございます。

他市町村においては入札を行い、電気料及び売上げ1本20%ぐらいの使用料を含めた代金の納金をしております。また、電気料だけで、住民サービスの一環として、低料金で販売しているところもございます。さらには、災害時には全ての商品が無償提供の契約を交わしております。

本町において、ふれあいセンター、これは南白亀、白潟、関のふれあいセンター3か所、

本庁舎 1 階フロアに 2 基ございます。青少年センターに 1 基。国民体育館に 1 基の設置がされております。ふれあいセンターの 3 か所は、町とコカ・コーライーストジャパン株式会社と自動販売機設置契約を交わし、電気料と 1 本当たり 20% からの販売手数料が管轄福祉課の雑収入に計上されております。

青少年センターは、10 数年前から、町と A 氏と自動販売機設置協定書を交わしてありますが、使用料が電気代と水道料で計上されており、そこに設置・施設借上料、売上げ戻金はございません。A 氏管理の本庁舎 1 階フロアの 2 基の設置、国民体育館の設置においては、設置契約書または協定書も存在していなく、長期間にわたり公共施設利用許可申請の提出をしていない状態です。公共施設の使用料及び売上げ支払いをせず、長期間にわたり公共施設を利用し利潤を得ていた事実、この黙認が長期間にわたり経過されたことは、町当局として重大な損失で、過失でございます。

一方、A 氏は管理職員であります。また、総務課に在籍期間は庶務担当員で、公共施設の利用の貸与の条例も把握し、白子町職員コンプライアンス規定の把握していることは、まさに……

○議長（酒井良信君） 東海林東治君に申し上げます。

ただいまの発言は、誤った認識をもたらす内容と認めますので、差し控えてください。

○6 番（東海林東治君） 質問をまず……

○議長（酒井良信君） 控えてください。

○6 番（東海林東治君） コンプライアンス規定を把握していることは利益相反で、地方公務員法第 33 条違反であります。

また、地方公務員法 38 条は、副業・兼業の規定に任命者の許可が必要で、その内容は人事院規則が制定されており、職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係、またはその発生のおそれがないことと利害関係またはその発生のおそれがないことと明記されております。

当人は、長年にわたり公共施設を使用の上、利潤を得ていた。町当局においては、何ゆえ常に……

○議長（酒井良信君） ただいま東海林東治君に申し上げました。個人のプライバシーに関することもありますし、その発言は取りやめるよう及び差し控えてください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午前 11 時 37 分

○議長（酒井良信君） 再開いたします。

その前に、一言傍聴席の方に申し上げます。

書いてあるとおり、言葉の発生はいけません。次、話したら、退場といたします。

以上です。

ではどうぞ。

○6番（東海林東治君） 今、中断させていただきましたけれども、私が個人名を申し上げた、それはまずいということで注意受けました。これは、Aという名称に変えさせていただきます。

一方、A氏は管理職であり、総務課に在籍期間は庶務担当職員で、公共施設の利用貸与の条例も把握し、白子町職員コンプライアンス規程も把握していることは利益相反で、地方公務員法第33条の違反と思われる行為でございます。

また、地方公務員法38条は、副業・兼業規定に任命者の許可が必要で、その内容は人事院規則が制定されており、職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係またはその発生のおそれがないことが明記されております。

当人は、長年にわたり公共施設を使用の上で利潤を得ていた。町当局においては、何ゆえ常に細部にわたる見直しが課せられているはずが黙視してきたのか。また、管理職員で全ての規定を把握しながらも、それを長期間してきたことに断罪を示すべきで、世論、町民は、不信を抱いております。

白子町職員の罰則規定の第4条3項に、非違行為を行った職員が管理または監督の地位にあるなど、その職責が特に高いとき、また、非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき、この規定は懲戒処分、停職、免職、減給、戒告が定められております。

当局における業務執行、常に見直しのこの怠慢の責任は、2つ、事実確認の上で懲罰委員会の開催執行をされるかどうか。3つ目、損失補償金の請求をどのようにされるのか。4つ、管理職在任で人事評価人として適正かどうか。5つ、法を遵守し明確な裁断をもとに、町民に謝罪をされるか。

地方公務員法には、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと。また、サービスの宣誓を

しているわけ。第33条には、信用失墜行為の禁止が明記されております。どうか職員は、奉仕者として倫理感を持ち服務規程を遵守し、公平・公正性を基本に職務遂行に専念することを望み、この5点に対する答弁を求めます。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、東海林議員のご質問にお答えします。

まず、1点が公職選挙法に基づく町長選挙の総括ということでございますが、この選挙における地方公務員の服務規律については、行政の中立性、中立的な運営とこれに対する住民の信頼の確保という要請に基づき、地方公務員法等により政治的行為が制限されております。さらに、公職選挙法により地位利用による選挙運動等が罰則をもって禁止されております。

町では、白子町コンプライアンスハンドブックに基づき、選挙に際し職員がこれらの法律に違反して責任を問われ、あるいは公務員の政治的中立性に対する疑惑を招き住民の信頼を損なうことがないように、法令の遵守及び服務規律の確保を徹底しております。

続きまして、白子町職員のコンプライアンス規定の違法性についてということでございます。

町職員は地方公務員であり、地方公務員法には遵守しなければならない事項が規定されています。当然のことですが、地方公務員法の内容を十分に理解するとともに、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないということを認識し職務を行わなければなりません。

そういったことから、町独自の白子町職員コンプライアンスハンドブックを作成し、法令を遵守し、誠実かつ公正に適正な職務を行うよう、併せて公務員倫理の徹底を図るものとしております。

それから、ご質問がありました庁舎内の自動販売機の設置についてですが、調査した結果、設置についての契約書等は現時点では存在しておりません。

初めて自動販売機を設置したのは約40年近く前と思われますが、その経緯や契約についての関係書類は存在しておりません。当初、契約書が存在していたのかあるいは初めから存在していなかったのか、今となってはそのことさえも不明でございます。

しかしながら、行政財産としての役場庁舎内の自動販売機を設置しようとする場合は、当然、許可申請が必要です。現実、現時点ではそれが存在しなかったことは、自動販売機の設置者及びそれを指導しなかった町においても、住民から信用を失墜する行為であると認識しております。

今後は、自動販売機の設置について、当然であります。全てにおいて適正な管理指導を行い、行政財産の使用許可はもとより、公務員倫理の徹底を図り、不名誉な行為等の防止に努めてまいります。

また、職員のコンプライアンスについても、職員研修等の実施により、職員がとるべき行動の考え方と心構えを再認識することにより、町民の皆さんと職員が一体となって、安全で安心できる住みよいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど、この案件に関して懲罰委員会を設置するとかというお話の中で、そういう意向があるかというお話でありましたけれども、正直言いまして、これは私も本人から実際、事情を聴取しておりません。総務課で一部聴取したようでございますけれども、そういうこともありまして、事実関係の認定を行い、リーガルチェックを完全に受けまして、その後の対応と、そのように考えております。

それから、損失補償についても同様のことでございまして、これが違法性があって、本当にそれは町が損失を受けたのかということであれば、これは当然、不当利得の返還請求権を当然行使しますが、これについても事実関係がまだ確定しておりませんもので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

それと、人事評価についてもこれもやはり同様のことでございまして、これが違法性があるかないかというのは、まだはっきり言って確定でございせんもので、その辺はちょっとその後にしていただきたいと思います。

それから、最終的に最後に違法性が明確であれば、町民に対して謝罪が必要だと思います。いずれにしても、町としましては、そういう公有財産が、許可があったのかなかったのかわかりませんが、実際問題そういう形で使われていて、それに対して報酬ももらってなかったというそういうことであれば、これは町民に対して、当然、これを明らかにして謝罪をする必要があると思いますので、そういうことでご理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6 番東海林東治君。

○6 番（東海林東治君） 1 番目の、先ほど、公職者に対して町長自らが面談し、この公選法の問題でございまして、真意をただしクリーンな白子町への変貌ということで町長の所感を求めているわけで、もう 1 回ちょっと明確に、この方々に対して町長が面談をして真意を伺うという形を取っていただけるかどうか、その点を伺いたいと思いますけれども。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） そのことにつきましては、私も明確にその方がそういう選挙的な違反をしたかとかそういうことをはっきり言って、個人的には全部認識しておりませんもので、それはちょっと控えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（酒井良信君） 6 番東海林東治君。

○6 番（東海林東治君） ぜひ、一つは、認識を、この公選法という部分をしっかり一人一人が認識していくということが大事なことじゃないのかなと。これは多くの住民の方々がそこに立ち会っていますから、どうか住民が、これはおかしいんじゃないかという疑心を抱いている点がございますので、どうかその辺も、今後の大きな 1 つの課題として取り組んでいただけたらと、こう思いますのでよろしくお願いします。

それから、先ほどの公務員法、それからコンプライアンスの問題でございますけれども、当局においてこれはおかしいなという、どうなのかなということの細部にわたる見直しが必要なわけで、どこの行政も常に 1 年、3 年、5 年サイクルの部分で、一つ一つの契約がこのとおりでいいのかどうなのか確認をするという、見直しをするということが基本になっているわけですが、国民体育館の所轄の生涯学習課の課長に伺いますけれども、青少年センターは、毎年見直しで甲乙の協定書を結んでいながら、国民体育館の部分は黙視されたという部分は、どういう理由があったのか、答弁を求めます。

○議長（酒井良信君） 生涯学習課長、齋藤貴人君。

○生涯学習課長（齋藤貴人君） お答えいたします。

国民体育館に設置されている自動販売機については、確かに生涯学習課の所管となっておりますけれども、先ほど町長からの答弁もありましたとおり、設置された時期というのは約 40 年ぐらい前ということと、あと、生涯学習課にそのような契約書等が全く存在していなかったということから、その当時、憶測になってしまいますけれども、一括で自動販売機については設置されたものと判断してしまったところに、確認しなかったことでございます。

しかしながら、管理者としましては、確認しなかったことは適切な対応ではなかったということで、今後につきましてはこのようなことがないよう事務の改善を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6 番東海林東治君。

○6 番（東海林東治君） 総務課長に伺いますけれども、本庁舎の 1 階に 2 基の自動販売機が

設置されているわけですがけれども、ここも公共施設の施設を利用するときには、一般住民は許可申請をして、公共施設を使用したら代金の支払いをしていますよね。公共施設の条項にきちっと載っていますね、貸与の。載っておるわけですがけれども、それがあひながら、また、1階の自動販売機がずっとあったと。しかしながら、10数年前から、前の先代からA氏に名前がかわっていますね。A氏に、契約者が。そういう経過を見ていくと、あまりにもひどいなということを感じてならないんです。

その辺は、総務課長、ちょっと本庁の部分も、どのような形での黙視の原因は何なのかちょっと答弁いただけますか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、齊藤繁男君。

○総務課長（齊藤繁男君） 先ほど、生涯学習課長から回答があったかと思ひますけれども、古い案件であつて、そのまま長年経過してしまつたということと、東海林議員のおっしゃるとおり行政財産の使用料については、一部適正な管理がされていないというご指摘については事実でございますので、真摯に受け止めてさせていただき、町長から回答もありましたけれども、事実関係を調査し町長に報告してご指示を仰ぎたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 非常に古い話のことになるということなんですけれども、私が一番ここで申し上げたいのは、十数年前からA氏に契約者がかわっているということなんです。青少年センターの部分から協定書がA氏に名前がかわっていたという部分。

それで、そのA氏は、全ての公共施設の貸与の問題、それから倫理規定の問題、コンプライアンスの問題全てを分かつていながら、公共施設で利潤を上げていたという、これはある意味において犯罪と思われても仕方ないですよ、これ。分かつていながらということになりますと、非常に問題になる。どうかこの辺は、事実を本人によく執行部においても確認をしていただいて、懲罰、私が見る範囲の中では懲罰規定から言いますと、きちっと懲罰委員会にかけなきゃならない事項なんです。

それから、保証金も遡って40年前からとするのか。いわゆる本人との契約が10数年前からの分でやるのか。この辺もよく検討されて、そして、まさに私がするのは、人事評価制度があります。この人事評価に、管理職のこういう方々に人事評価されたら、職員・部下がかわいそうですよ。どうかですね。明確な裁断をもとに、この部分を明確にして、そして町民に謝罪を、結果がどういふ結果になるか分かりませんが報告をしていただきたい。こう

も思います。場合によったら住民から、さらに監査請求、損失を被った監査請求が出てくる可能性もございます。

どうかこの点を、重々執行部において検討されて解消していただくことを望んで、私の一般質問を終結させていただきます。

○議長（酒井良信君） 以上で、6番東海林東治君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、傍聴人の方に申し上げます。

入室される際には前に傍聴人心得が書いてありますので、しっかり読んでご入室ください。
以上です。

◇ 梅 澤 哲 夫 君

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君の一般質問を許します。

○4番（梅澤哲夫君） 先ほどはありがとうございました。

それと、先ほどの職員Aさんにつきましてでございますが、私も40年来農業関係の活動をしてまいりまして、大変お世話になっておるし、町のために大変貢献されておることをここで申し添えておきます。

それでは、通告に従い質問いたします。

今回、私は、コロナ禍の中、外食産業の不振から低米価となり、来年度からの作業計画に不安を抱える農村の現状の中、農業生産の今後に向けての圃場等の再整備について質問いたします。また、年末を控え、防犯、防火のため夜警の出番もある消防団の現状について町の対応を伺います。

まず農業生産基盤である農地は、第二次大戦の終戦後、今から75年前に農地改革の名の下、地権者の大幅な整理が行われました。そして、50年前に耕地整理事業があり、それまでの小面積単位の田畑が30アール単位の耕地、また併せて用排水路、また道路整備の大工事が行われ今に至っております。

経営においても、50年前といえば、水田経営（1ヘクタール）前後の経営、また、畑作においては五井、古所地区においてビニールハウスの団地がスタートしたところであり、あれから50年であります。

今年9月、稲刈りの終盤でありました。役場から電話があり、刈取りのある水田の脇に道路陥没が発生したので気をつけてくれとのことでありました。薄明かりの中、懐中電灯の明かりで見た現場は、舗装道路に約30センチぐらいの穴が開いており、下のほうはのぞいても見えませんでした。次の日、工事関係者が見え、現場に行きますと長さ3メートル、深さ1メートルの空間ができており、数日前もその場所をコンバインを積んで走ったところであり、身のすくむ思いでした。原因は、何らかの影響で道路下のヒューム管の継ぎ目がずれ、そこから土砂が流れ出し空間ができたようであります。

さて、50年前の大工事から月日は流れ、用排水の構造物にも大分疲れが見えてきているようです。今年、私の知っているだけでも、前に言った道路陥没、関、梅木地区、さるすべり道路脇の崩れ、関小学校の西側の道路、路肩のへこみ等あります。

質問の1として、現在町全域における用排水路に関連する道路陥没等の事故はどのくらいの件数があるのか伺います。

2として、海拔の低い白子町としては排水対策が重要であります。その排水機場の設置は、土地改良事業で設置されたものと聞きます。優良農地維持のためと併せゲリラ豪雨時などの災害防止のためにも非常に大事なものであります。

白濁地区の県営湛水防除事業は、23億円をかけ供用を開始され、地域の人たちのに安心をあたえているとのこと。しかし、次の南白亀地区分については、9月議会においても今井議員からも心配が出されておりましたが、今年の2月から工事の停止となっているとのこと。今、九州、トカラ列島で多発地震が発生しているとのこと。災害はいつ発生するか分かりません。少しでも早い再スタート、予定計画をお願いし、また、どうなっているか伺います。

3番目とし、用排水路と併せ関、福島地区のように近未来に向けての大型圃場整備を行う考えは、町として考えているのか伺いたいと思います。

以上、緑の大地を守るための町長の考えを伺います。

次に、質問の２点目とし、今年もあと20日で終わろうとしております。コロナ禍という大きな災いがありましたが、大きな災害はなく、本日を迎えております。年末、部屋の中になるとチリンチリンという音が鳴り、１年の無事を感謝し床に入ります。この鐘の音の主について伺います。

１点目とし、消防団の構成員の数、また、団員のここ数年の動向、各班において平均年齢は幾つぐらいなのか、毎年の入団、退団の数はどのぐらいなのか。

２点目とし、加入団員を求めるが困難な話と聞いておりますが、町としての対応はどうしているのか伺います。

３点目とし、長年の功労者に対するねぎらいの方法等は考えているのか、また、行っているのか。

以上２課題３点、計６点について町の答弁をお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、梅澤議員のご質問にお答えします。

まず１点目の道路陥没等の年間発生件数はどのぐらいあるのかというご質問でございます。

農業用の用排水路施設の原因となっている道路陥没等の年間発生件数は町内３維持管理組合に確認したところ、令和元年度が１件、令和２年度が６件、令和３年度が11月現在で５件であります。内容は、道路横断管の破損や長雨による用排水路の吸い出しが原因となる路肩の崩壊になります。

２番目の維持管理の現状はということでございますが、維持管理の現状は町や農業者からの連絡を受け、町内３維持管理組合が対応しておりますが、道路横断管などの、日常、目視、確認ができない箇所は発生後の対応となります。復旧費用は組合が負担しており、令和元年度が17万円、令和２年度が470万6,000円、令和３年度で、３件で384万3,000円及び復旧費用未定が２件になります。

続きまして、今後大型改修の考えはあるのかというご質問でございます。この件に関しましては、白子町内は千葉県内でいち早く県営圃場整備事業に着手しており、昭和38年から昭和55年で現在の工事区画が形成されました。また、福島地区は平成８年から平成15年に県営担い手育成基盤整備事業で暗渠排水も整備された１ヘクタール区画に再編された耕作条件の整っている水田ですが、他地区は50年前に整備された水田になっております。

全てが利便性のよい水田というわけではなく、また、用排水施設の老朽化も進んでおりますので、大区画化に併せ基盤整備の関連事業を実施できれば望ましいのですが、農業経営が厳しい中事業費の一部を農家の皆様にご負担いただくことになるため、そう簡単には整備はできないと考えています。

農家負担のない補助事業もあるのですが、地区を一体的に整備するには、全ての農地に農地中間管理機構の農地中間管理権を15年以上設定し、かつ担い手の農地の集積、集約化が8割以上、事業完了後5年以内に収益性が20%以上向上、水稻に代わる高付加価値の作物の転換、導入が必要になる等、ハードルの高い条件が付されております。本町において、実質ほぼ不可能であります。そのため、当面は水田の区画面積の拡大を目的とした簡易な土地改良事業として、小規模農地基盤整備事業補助金を活用していただき、畦畔の除去及びそれに伴う整地などに対する費用を補助することで支援を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、地域消防団の今はということでご質問がございます。

条例上の第7支団の定員は177名であります。令和3年12月1日現在の団員数は166名になっております。新入団員は、令和2年度が12名、令和3年度が8人になっておりますが、欠員の補充や再入団が多くなっており、団員の確保には厳しいものがあります。平均年齢は、令和2年度が36.5歳、令和3年度は37.1歳と年々上昇している傾向にあります。

団員登録についてですが、昨年12月に全国の幽霊消防団員について毎日新聞の報道で問題視された以降、長生広域消防本部や団本部でもその旨の周知徹底が行われ、今年度は第7支団でも人数合わせ等はないものと認識しております。

次に、新入団員の加入に関しての町の対応はということでございます。

町では、毎年1月に開催される成人式において、消防団員募集のリーフレット及びクリアファイルなどを新成人に配布しておりますが、実際に新入団員の勧誘等は地域の内情を把握している各区の団員が実施しているところでございます。町でも新入団員の確保などに苦慮していることは重々承知しておりますので、広報紙や自治会回覧を通じた新入団員の募集について強化していきたいと考えております。

また、団員の報酬については年額ですが、部長が2万8,000円、班長が2万4,000円、団員が2万2,000円支給されております。また、消防団員が火災やその他災害活動に出勤、出勤したときは手当が支給され、管轄地区の建物火災が1人につき3,000円、建物火災以外が1人につき2,000円、管轄地区外が1人につき1,000円と、警戒活動、訓練が1人につき1,000円が支給されております。12月中旬に消防本部から第7支団本部へ入金がありますので、確

認次第、年末の歳末警戒前に支団本部から各部へ入金する予定であります。

なお、消防団が管理している消防水槽については令和元年度に調査を実施し、利用できるものについては消防団が管理をし、利用していく方法です。水漏れなどにより利用ができないものについては自治会から要望をいただいた後調査、関係機関で協議し、撤去が必要な場合は撤去する方向です。

続きまして、長年の功労者に対する報い方についてというご質問でございます。

長年にわたり勤務に精励し、消防の使命達成に尽力し、その功労が顕著である方々に対しましては、毎年1月、第2土曜日に長生広域消防団出初め式が挙行され、長年の功労をねぎらい、表彰状を伝達しております。

なお、来年1月に長生村文化会館で予定されている出初め式については、今年に引き続きコロナウイルス感染予防のため中止と決定しております。

以上で梅澤議員のご質問にお答えしました。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 答弁ありがとうございます。

ただいまの答弁の中で、まずは道路陥没等なんですが、私どもが住んでいる地域、昔、沼地が多かったり、もともと基盤の悪いというところであります。

先ほど申しましたように、私の知っているだけで、今年、道路をまたぐ小さな用水のヒューム管を生けた場所と、また、先ほど言いました大型の排水路、道路横断の排水路の、やっぱりそこもヒューム管のずれであります。

といったことは、工事から50年先経過しています。その後、大雨、また東日本大震災の基盤の揺れとかいろいろ原因があるとは思いますが、先ほど答弁の中でも令和元年1件、2年度6件、3年度5件、これ事故が発生しております。今回たまたまではありますが、私の、ライスセンター、稲刈り活動している地域、エリアがありまして、先ほど申し上げた道路陥没については、多分、誰とは確認していませんが、道路を散歩している方がたまたま、道にぽっかり穴が開いちゃっていると。30センチぐらいなんですよ、行ってみると。だけれども、そこは暗くなったので懐中電灯で照らして下をのぞいても中が見えない。

だからもう暗がり、次の日、役場のほうの手配で工事関係者が来て、応急的にそこを掘削して開けてみました。そういった中で、長さ3メートル、深さ1メートルぐらい陥没が起きておりました。私も3日前にそこに、稲刈り時期でありましたのでコンバインをトレーラーに積んでちょうど通ったり、また、あそこはいつも駐車する場所だったんです。運よく今

回は難を逃れましたが、一つ考えるとあわやという感じもいたします。

そういった中でお願いしたいのは、工事から50年たった中で、建物においてもそうですが、どぶ構造物についてもかなり傷み等が発生していると思います。今後、そういった発生が考えられるところについて、事前に調査とかできれば対処、そういったものが考えられないのか、町長の答弁をお願いします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、この農道だけじゃなくて、町道についても既に建設課のほうで見回りしながら、いろいろそういうものをしております。ですから、本来的には抜本的に持続化するために、基本的に調査を全部してやるべきだと思うんですけども、今、先ほど議員もおっしゃられたように、もう50年たっているわけでございますので、これをやはり放置しておくのも非常にまずいわけなんですけど、ただ、抜本的な改革となりますと、先ほど申し上げましたようになかなかクリアできない部分が相当ありますので、できるだけそういう面で、産業課も含め、それから建設課を含め、そういう見回りをして、まずいだろうと思うものに対してはできるだけメンテナンスをするような体制は整えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 今の対応についてもう少し進んだ、町長も言われますように町執行及び我々は町民の安心・安全であります。歩いている道路が不安で歩けないという、こんな恐ろしいことはございませんので、やっぱり全地域が大変であれば、可能性がありそうな場所とか、ある程度想定はできると思いますので、現在いろいろ技術が進んでいると思いますので、掘らなくても調査ができる方法とか、その辺考えて対応していただきたいというふうに思います。

続いて2点目に入ります。

それと、あわせましてもう一点、こういった関係で、今回梅木地区のさるすべり、道路脇の、路肩崩れといいますか、ありました。そういった中で、早急に対応していただいて、もう工事も、復旧工事等も終わっているわけですが、そういった中で先ほどの農業施設も、特に農業関係かもしれませんが、生活道路に関わるのところと、農業の用排水、特に排水関係ですね。そういった中で、排水路といいましても生活水が流れているところでもあります。これは農業関係者だけでなく一般住民も関係しているわけで、こういったところの工事費の負担割合といいますか、私も昨年度まで維持管理組合の役員の一部でありまして、東郷関地

区の維持管理組合は年間賦課金等で約3,000万の予算で運営していると。ほぼ毎年予算額使い切っている状態であります。今後はあまり、農家については賦課金を特別上げるとか対応しなければ、維持管理組合自体では対応できないと思います。

あわせて、先ほど言いましたように農家だけではなく地域住民も関わっているということでもありますので、町のほうも関連して、産業課等もありますが、建設課と併せ、こういった案分、配分でそういった工事を今後考えていくのか、町のほうで検討願えるか、町長の答弁をお願いします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） この間もやはり道路の下が排水路の関係でずっと削られちゃって、相当な陥没が発生した場所がありましたんですけども、ここに関しては産業課でなくて維持管理組合と建設課が半々で出してこれをやったという、そういう事実がありまして、ですから、農業用の道路だけじゃなくて、それもやはり一種の生活道路でございますので、当然町のほうの建設課の範疇の部分もありますので、その辺はある程度明確な基準というのはないですけども、維持管理組合と話し合いをしながら負担割合は決めていくんじゃないかというふうに思っております。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 町長の答弁は分かりましたが、先ほど申し上げましたように維持管理組合は、年間予算額、これは東郷関地区だけでありますが3,000万、基本的にはほぼ使い切れて、小規模な改修工事等でほとんど終わっちゃっているわけです。大規模な工事等が入った場合は緊急予算ということで、予算計上のものは組むということでお願いはしているはずなんです。実質それやりますと、現在、特に今年なんか低米価、農業経営がだんだん詰まってきた中で、これ以上の農家の負担は大変だというふうにみんな思っておりますので、その辺は町長の英断をもちまして、やっぱりこれは行政負担というもの、もう少し持っていて、地域の健全な保全に努めていただきたいということを要望しておきます。

2点目につきましてですが、町用の排水の問題、管理設ですね。先ほど言いましたように、私は関地区で詳しい事情等はふだん分かりません。でも、今日この質問をするに当たり、昨日再度現場を見てまいりました。やっぱり河川に近い人たちで東日本震災の後、特に問題になりました地盤の高さ。これは前町長もあまり言いづらい、町民に言いづらい面もあると。地域によってはゼロメートルに近い地域が、白子は結構あるわけですね。

そういった中で、日常的なそういった中でおいて、その用排、特に排水に関しましては、

これは農業土地改良上の下、揚水機場が設置されて、それを地域全体のために活用しているという現状があるわけです。そういった中で、聞きますれば、今年2月から予算計上、工事が始まって2月からストップしてそのままという場所も聞きます。そういった中で、かなりの予算組み、これは県の、国ですか、10億先の金が一応承認されて、今ストップになっていると。

こういった関係の工事というのは、私も業者ではありませんので詳しくは知りません。しかし、あまり長きにわたって止まった場合にせつかくついた予算がほごにされちゃう、その心配があるんじゃないかと思います。そういった中で、2月以降、この問題に向けて、町、特に町長におかれては6月から就任ですが、どういった動き、また内容を知っているのか伺いしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、その丸信工業さんがやっている排水機場のことだと思いますけれども、この件につきましては、近隣の住宅の地盤沈下とかそういう問題で、この話合いを今やっているということで、そういうふうにはしか私は聞いていません。実際問題これは県の事業でございまして、町の事業ですとどんどんしますけれども、こういう形で県の事業ですから、それ以上のことはよく分からないんですが、ただ言えることは、その全体の工事の中で排水路の整備を先にやるということ、そういうことで産業課からは聞いておりまして、そういうことで、まるっきりそのままになっちゃっているというわけではないということは聞いております。その程度です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） ある面では大変がっかりしました。

やっぱり2月から止まって、町長も6月からということで、ある面では着任早々ということでございました。私も補選で、おかげさまで受かりまして、もう6か月たってきているわけです。町民の生命を第一優先するということであれば、この揚水機場なるものはかなり大きな比重を占めるものだと思います。それを担当の課に任せてあるとか、県の工事とか、そういう問題ではなくて、これは町のトップがその関係機関に、俗に言えば陳情ないし要望、やっぱりいろいろしながらやっていかなければ前進はなかなか難しいというふうに思います。

これは、勤めであればある面の営業活動ですね。あの部屋の中に座っていてもなかなか動かないと思います。ましてや担当課長よりも町のトップがじきじきに要請、陳情に行けば、もう少しは上のほうも動くんじゃないかと。また、現場におけるトラブル等についても、そ

の辺は関係者が当然いろいろやっただいていてとは思いますが、やっぱり町の代表として、その被害に関わる人たちとひざを交えて、地域のためだということをお願いして、一日も工事の再開をしていただきたいというのが私の要望であるし、また地域住民みんなの願いだというふうに思っております。

工事をやれば何らかのトラブルというのはたまに発生します。だからといって、ストップする。たまたまこの秋大雨がなかったからいいんですが、これが大雨とかゲリラ洪水があった場合に、あの地域はかなり水没した可能性も十分考えられるわけであって、そういった心配を早く取り除くのが町行政または我々議員の務めだというふうに思っておりますので、この辺は町長にその辺、今後の行動、考えを変えていただき、最後に質問したいのは、この再開のめどと、いつごろまでに完了していくのか、その計画、予定を一応お伺いしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） めどについては私も認識しておりません。といいますのは、これは県の事業です。業者と近隣の住宅のトラブルといったらこれがあるわけですね。やはりこれを解消しなければ、これは工事が再開できないと思うんですよ。

ですから、それはそれで、それを解消するように、当然、県も一生懸命入っているはずです。それは当然必要だと思います。それで、それが一旦ストップしているので、周りの、これは一体のものですから、水路の整備も全部ひっくるめた工事だという話は聞いておりますので、そちらの水路の整備から先にやるという話は聞いておりますので、だから元の工事が、その池を造って排水する工事が遅れていても、そういう形のものを排水路のものを優先するというのが、私は聞いておりますので、それである程度仕方がないのかなという気はします。

いずれにしてもその大もとのトラブルというのは、これはどうしようもないわけですから、確かにその地域に水が来たりしたら大変なことは私もよく分かります。ですから、できるだけ早く支えようというのは、当然こちらとしてもしなきゃいけないんですけども、いずれにしても町の事業から上に行って、県の事業で進めているわけですから、今後県のほうにもちょっとその辺は、行く予定ではおりますので、その辺でご了承いただければと思います。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） この件について、最後の質問というか要望をします。

大変僭越なんですけど、私ども議員に出るときに、地域の人たちには、町と地域のバイパス

だということで出てきます。私が思うに、石井町長がどう考えているかは分かりませんが、町の代表は町と県及び国とのつながが一番重要だと思います。この点をお忘れなく重点的に活動していただければ、我々議員活動もそうだし、町役場職員についてもいろいろと動きやすい面が出ると思います。せっかく事業がついても前へ行かない、なかなかできないと住民に不満を言われていても非常につらいものがありますので、その辺は積極的な町長の行動を再度お願いしておきます。

次に入ります。次は、これは構造物に関連すると思いますが、地域農業の今後の展望について、町長は着任早々将来的には法人、組織の導入と言われております。石井町長も一緒に行きました、日本グループに農場を借りて経営とか、そういう話を聞いているということで、同級生グループ6人でしたか、千葉のほうに行った記憶が私もあるし、町長もおありだと思います。

そういった中で、先方の説明があった中では、ただ出てくるのではなく、出ていきやすい条件がなきゃいけないという、これは圃場の大区画であるし、ほかの諸都合もありました。そういった中において、町長の地元福島地区においては、私どもの先輩、私らの先輩が、大分前に福島耕地、1町歩の農地をまず優先してやられております。せっかくひざ元にそういう偉大な先輩方がいっぱいいるので、あの地域。ぜひそういう人たちの意見を伺って、白子で、日本全国かもしれませんが、考えていかなきゃいけないのは、スマート農業とかいろいろ言われる中で、耕地の再集積化ですよ。やっぱり機械化していく中では。そういった事業はなかなか、はっきり言って補助事業等、条件等がいろいろあって大変というふうに言われますが、言われているし、また聞きます。

そういった中において、じゃ、駄目だからじゃなくて、どうやったら可能性があるのかというのはいろんな情報を常に聞きながらやっていかなきゃいけないし、もう一つは私ども農家経営者としても、あるときにぽつりと言われていろんな条件を出されてもすぐのめないこともあるんです。でも、今日、毎年です。経営者が高齢化するのと、圃場の持ち主が、もうこれ以上できないからやってくれないかという希望がどんどん出てきます。そういった中において、福島地域に見習うように町中の農地が再整備に向けて、かなりきついハードルとは思いますが、その辺の考えがあるかどうか町長に伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） まず1点目の規模の拡大でございますけれども、農地集積しまして、規模の拡大、これはこの間も実は農業委員会といろいろ懇談がありまして、その中でもいろ

いろ話が出たんですけれども、いずれにしても白子町、担い手が78件あるんですけれども、この人たちにやはりある程度規模の拡大をどんどんしてもらって、恐らく今これだけ米価が下がっちゃうと、いずれにしても私はやめましたから誰かやってくださいという方が相当、結構出てきていると思うんですよ。ですから、こういう形で、ある面では今がチャンスだと思いますので、そういう形で規模の拡大をどんどん進めていく方針でやっていかないといけないというふうに思っております。

それで、この間イオンファーム、いわゆるイオンのほうへ行ったときいろいろな話がありましたんですけれども、なかなか皆さんちょっとぴんとこなかったと思うんですけれども、この水田地帯ですと、ああいう大手の企業が参入してくるということはなかなか難しいと思うんです。やはり畑作地帯じゃないとなかなか難しいような気がしますので、ああいう形は、本来であれば町の中にそういう法人ができて、どんどん新しく進んでいくような形でできれば一番いいんですけれども、ああいう法人が、農業法人が白子町に進出してくるというのは最後の最後でいいと思います。どうしても、もう荒廃した農地が広がっちゃう、そういう時期になればそうなるかも分からないけれども、それをさせちゃいけないわけですから、いずれにしても規模の拡大、白子町で農地、特に水田は700町歩あるわけですよ。700町歩を、仮に20町歩ずつやったら30人ぐらいでできちゃうわけですよ。

ですから、そういう形で、30人、それから30法人、30人が全部個人じゃなくてもいい、全部法人でもいいわけですから、そういう形でどんどん移行させていかないと、白子町の農地が維持できないというふうに思っています。

だから、そのために、今後、農業に対する補助金というのものもある程度充実していかなければ私はいけないというふうに私は思っております。ですから、そういうことで、今後、総体の予算の中でどんどんやればいいというものじゃないんですけれども、とにかく、それともう一点が、白子町の農業に関しては、やはり米作が中心なんですよ。ほかに代替できる作物があまり考えられないというのが非常に困るんですよ。これがほかのものに転用できれば、例えば東総地区とかあっちに行けば、はっきり言いまして白子町の農業生産の桁が一つ違うくらい余計やっているわけなんです。

そういうことで、農業に関しては、やはり私もじっくり考えておりますので、それは補助金がどうのこうのということじゃなくて、補助金だけじゃなくて、白子町の農業をどうしなきゃいけないか、基本的に……

○議長（酒井良信君） 町長の答弁中でございますけれども、規定により40分過ぎましたので。

ただいま質問時間の40分を経過いたしました。規定により梅澤哲夫君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は1時50分といたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時50分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

また、質疑、答弁は簡潔にお願いいたします。

◇ 大多和 正 夫 君

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君の一般質問を許します。

2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 通告により質問をさせていただきます。

先ほど梅澤議員も申し上げましたが、先ほどのコンプライアンスの関係にて指摘されました職員は、町の農業の振興のために農家に寄り添い、また、農家の相談にも非常によく乗り、非常に素晴らしい職員であると私は申し上げたいと思います。

それでは、まず1点、稲作農家への支援策についてお伺いいたします。

本年産米の全国の作況指数は平年並みの状況である中、米の需要量は年間10万トン減少する傾向にあります。それに加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、さらに10万トン程度の減少が見込まれています。

年間約700万トンの主食用米の消費がある中、令和4年、来年6月末の米の民間在庫予測はおよそ250万トンであり、国の基準180万トンを大幅に上回っております。国は需給対策として15万トンを隔離する計画ですが、飼料用米等に用途変更するのであれば主食用米の在庫の減少となりますが、政府の隔離はその後市場に放出されます。そういう中で、在庫の減少には至らず過剰在庫となるため、来年度、令和4年度以降の米価も大きな期待はできない状

況にあると思います。

本年、令和3年のこの地区のコシヒカリ価格は1俵9,000円であり、昨年価格の70%であります。そして、再生産価格を大きく下回っております。

令和4年以降の価格も大きな期待が持てない中、町では人・農地プランの受け手と位置づけられている担い手が稲作をやめる、またはこれ以上の投資、規模拡大はできないという話を聞きます。米価下落に大きな打撃を受けています。このままでは、白子町内に耕作放棄地が大きく発生してくると思います。白子町の農地保全、農業担い手への支援は喫緊の課題と思います。

そこで、担い手の経営規模拡大やコスト低減、農地保全等に向けて、農業機械や施設の導入支援についてどのような支援策を検討されているのか伺いたいと思います。

また、2点目について、このコロナ禍におきまして今年度の米価は、先ほど述べましたけれども、再生産価格を下回り、稲作農家全体は非常に厳しい経営状況に陥っております。現在、全国的にも、農業団体等が県や市町村への稲作農家支援要請の記事を農業新聞等で多く見かけます。近隣ではいすみ市が支援対策を打ち出しています。町におきましても、9月議会にて観光費として宿泊施設復興支援事業1,800万円が一般財源で補正されました。観光、農業が両輪のごとくの白子町において、この稲作農家の厳しい経営状況の窮状を理解され、早急な支援策について考えを伺います。

2項といたしまして、第4次白子町行財政改革プランについてでございます。

第4次行財政改革プランは、令和2年度から令和4年度の3か年計画であり、基本方針は時代に即応した組織、体制づくりと行政運営、健全かつ効率的な財政運営、町民との協働による施策の推進であり、この3項目で構成されています。

そして、財政健全化目標が設定されており、まず経常収支比率、令和4年度末80%、これは資料からよりますと平成30年度は85.3%であります。次に、人件費比率、令和4年度末21%、平成30年度におきましては22.5%であります。総職員数、特別会計職員を含む令和5年4月1日現在、目標140人、令和3年4月1日現在143人であります。これら3項目の達成に向けての対応策について伺います。

以上、2項3点について明確な答弁をお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の稲作農家への支援策についてでございます。

担い手農業者への農業機械、設備、施設等の導入支援策についてですが、令和4年度から新たな町単位単独事業として、地域農業の担い手が経営規模の拡大やコスト低減、また地域内農地の優良保全のために取組を行う者に対して、必要な農業機械や施設の導入支援を図ってまいります。交付対象要件等を定める具体的な交付要綱や要領は現在検討中でございます。

続きまして、コロナ禍においての米価が非常に下がったということでございまして、これについての回答でございますが、稲作農家への早急な支援策についてですが、9月補正においてご承認いただきました小規模農地基盤整備事業補助金を来年度以降も継続して実施するとともに、喫緊の課題であります経営安定対策として一層の需要調整に取り組む必要があるため、主食用米から飼料用米等へのさらなる転換を支援してまいります。

飼料用米の推進を図るため、町は飼料用米の作付10アール当たり5,000円の補助を行っております。令和2年度の実績は155ヘクタール775万3,000円でございます。令和3年度の当初予算は、前年度実績からして作付面積は160ヘクタール、見込みで800万円を計上しましたが、米価下落の懸念から転作が図られ、197ヘクタール取組実績により9月補正で184万3,000円を追加計上したところです。令和4年度において、さらに推進を図るため、飼料用米250ヘクタール分の1,250万円を計上したいと考えております。

加えて、稲作農家が大変厳しい状況に置かれていることは十分承知しております。来年度以降も米価が低迷するようであれば、経営が成り立たず生産意欲も低下し、稲作放棄地となる可能性が懸念されるところでありますから、担い手農家に限定することなく稲作農家全てに対して病害虫防除事業費補助金の上乗せを検討しております。

次に、第4次白子町行財政改革プランについてでございます。

財政健全化目標の設定についての質問ですが、まず経常収支比率80%の達成についてですが、経常収支比率は財政構造の弾力性を示す指数でございます。人件費、扶助費、公債費等、容易に縮小することが困難な経費に住民税等の一般財源がどの程度消費されているかを示すものであります。その比率が低いほど自由に活用できる財源が大きくなります。

本町においては、平成27年度において81.6%でありましたが、30年度は85.3%、財政健全化目標を設定した令和元年度は、設定目標を10%近く上回る89.5%、令和2年度84.3%で推移しており、本年度においても大きく改善される見込みは立っておりません。

今回提案いたします補正予算でも、健康福祉課で扶助費を追加補正している現状を鑑みますと、本町の財政状況は大変厳しい状況にあり、令和4年度においては劇的に経常収支比率

が改善される要素は見当たりません。80%の目標達成は、大変残念ですが困難と予想されます。執行部といたしましては、なお一層の経費節減と事務事業の見直しに注力し、財政状況の改善に努めてまいりたいと思います。

次に、人件費比率でございますが、人件費につきましては、令和2年度から会計年度任用職員の制度の創設されたことに伴い、それ以前と単純な比較はできませんが、平成30年度22.5%、令和元年度22.3%、令和2年度18.5%となっております。令和2年度は、会計年度任用職員制度の関係で人件費が1億円近く増加したものの、新型コロナの交付金事業が増えたことにより、結果的に人件費割合が低下しました。しかしながら、これは一過性のものでありまして、令和4年度における人件費比率21.0%の目標を若干上回ってしまうのではないかと予想しております。

次に、職員数の定員管理についてですが、この定員管理数については派遣職員を含まないという定義となっておりますので、先日、全員協議会において配布しました資料に掲載されている職員数とは異なります。

現在の見込みですが、令和4年度において140名ですので、定員管理の見込数141名を何とか下回ることができると思われます。令和5年度の目標数140名につきましては、次年度における職員採用計画が今現在定まっておりますが、保健師などの専門職が携わる事務事業が増加しておりまして、本町においても専門職の採用が必要ではないかと考えております。よって、一、二名上回ってしまう可能性もあります。この専門職については、過去数年間で3名の保健師が退職してしまったことが大変大きな痛手になっております。

また、市町村職員の定年延長については、地方公務員法の改正により令和5年4月1日施行となっておりますので、現在職員数はしばらく維持されていくのではないかとと思われます。

本町は、自主財源も乏しく財政力指数もよくありませんが、今後とも適切な歳入の確保と歳出の節減に取り組み、単年度収支のみならず、長期的には財政健全化の指標に合わせ適切な財政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） それでは、1項目の1について再度確認をさせていただきますけれども、今、石井町長より、来年度の予算の想定金額は出ませんでしたけれども、必要な農業機械や施設の導入支援を図っていくという回答をいただきました。

今、白子町の中でも、一つの例で稲作を見ますと、大きめの6条のコンバイン等が結構圃

場で刈取りしています。あの機械1台でも定価は1,800万程度します。そういう中で、非常に農業機械、そういう施設の価格は非常に高い状況がありますので、そういうものを加味した中での、やはり長期的に白子の農業が担い手の中で維持できるような体制での予算措置を、これはお願いしたいと思います。その辺についてご返答をお願いしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおりで、先ほども梅澤議員の質問にお答えしましたように、先日、農業委員会との話合いの中でもそのような形で、とにかく、いずれにしても白子町の農地が荒廃しちゃうような状態になっちゃ困るわけですから、そのために、今9,000円とかという米価ではとても立ち行かないというのはよく分かりますので、できるだけことはします。ただ、やっぱり予算との兼ね合いもありますので、ですから幾らやるとかという、そういう形は取りあえずはできないと思いますけれども、来年度予算ではやはり農機具の保有、圃場に関してはできるだけかなえていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 今、ご答弁いただきました。とにかくこれを実施していただいて、私としても担い手のメンバーは相当多くふだん交流しておりますから、こういう中でそういう予算も確保できるよということで、とにかく諦めずに、今、規模拡大できる方はしてくれというような話もしていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして1項の2ですけれども、今、答弁で、来年度に向けて病虫害防除費用の補助金等、農家負担の減額というものを検討しているということでございます。現在、農家負担は約2,050円です。そういうものを考えて、やはりこの航空防除については全農家の農業経営を、稲作をやっておる方々はほとんど、よほどの条件がない限りはこれを希望してやっておりますので、来年度に向けてはぜひとも農家負担の半額助成ができるぐらいの予算措置をお願いできればと思います。

それで、12月の議会ですので、できたら令和3年度に何らかのそういう緊急的な避難対策ができないかどうか、再度ご返答いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今のところ緊急避難的な補助というのはちょっと考えておりません。もしおありになるのであれば、またいろいろ意見をお聞きしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 今、町長からお話がありましたけれども、なかなか、こういう状況ですので、お金を支給するって非常に難しい状況だと思います。ですから、来年から航空防除の事業費の上乗せ、補助を上乗せということを検討しているのであれば、今年度は終わっていますけれども、支払いは済んでおるんですけれども、その中の一部助成等そういう考えはないかどうか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今の意味がちょっとよく分からなかったんですけども、航空防除の上乗せをということですね。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 私の説明が足りなかったかどうか、令和3年度の航空防除はもう終わって支払いも終わっていましたが、それに対する一部助成というものを考えられるかということをお聞きしたいということです。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） これは支払いが終わっちゃっているわけですね。支払いが終わっちゃった人に、こちらからまた出すというのはまたまずいと思いますので、来年度以降で、そういう形でいかがでしょうか。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 確かに、町としては終わったものに対するものは非常に厳しいと思います。ですので、町長、来年度以降でということでしたら、これは、多分農家負担を、全額農家負担の50%補助を対応すれば700万か800万、非常に言葉は軽いですが、非常に多額な金額ですが、そういうことをひとつ常に頭に入れて、来年対策をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） じゃ、町長からもう一度その関係を。いいですか。来年半額ぐらいの体制取れるような対応をするということ。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 半額とか、その予算等との兼ね合いでありますからはっきりしたことは言えませんが、できるだけ、総額で2,500円か2,700円かですね。

（2,500円です、農家負担はと呼ぶ声あり）

農家負担はそうなんですけれども、それで個人負担が七百幾らじゃなくて……

(町の負担が七百幾らと呼ぶ声あり)

そうですね、ですから……

(農家負担が2,500円ですから、 半分負担にと呼ぶ声あり)

できるだけそういうことに近づけるようにいたしますので、そういつて、私もはっきりと確約はできませんけれども、できるだけそういう形で考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） じゃ、また、今の町長の答弁ありがとうございました。議会だより等もその辺はきちんと書かせていただいて、期待しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

そして、2項目の第4次白子町行財政改革プランでございます。先ほど町長の考えをお聞きしました。これについては、やはりいろんな面でなかなか厳しい状況もあるのは分かります。ですけれども、これを達成に向けて、やはり町長の、優秀な石井町長でございますので、役職一体となって、立てたプランは実行して達成していくという形で、ひとつ遂行をお願い申し上げたいと思います。

そして、ちょっと質問にはありませんけれども、質問事項にはありませんでしたけれども、先ほど私が冒頭の質問事項の中で、コンプライアンスの関係でお話ししました。その件でちょっと、私も先ほどの答弁を聞いていてあれっと思ったんですけれども、やはり基本的にはこれは町の業務管理の手落ちだと思います。そうしますと、先ほど総務課長が答弁しましたけれども、基本的には総務課長としましては町の事務不備を先にわびるべきなんです。個人じゃないです。そこからいろんな考え出てくると思うんですけれども、やはり見ていますと自分たちの事務不備については何も出ていませんでしたけれども、その辺について、ちょっとできましたら総務課長にお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 私の発言のほうが不手際があったということでご指摘ですので、真摯に受け止めさせていただいてというところで、町の不備ですよということで発言したかと思うんですけれども、確かに大多和議員のおっしゃるとおりに、その書類等に不備があるということは、それは町のほうの責任ですので、そこは真摯に受け止めさせていただいて、改善という形で対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 2 番大多和正夫君。

○2 番（大多和正夫君） じゃ、了解いたしました。やはり、あの問題についてはまず内部で十分検討して協議をするべきだと思います。そういう中で進めていただければと思います。

まだ時間はありますけれども、これで私の質問を終わりにします。

○議長（酒井良信君） 以上で、2 番大多和正夫君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は14時20分といたします。

休憩 午後 2 時 1 5 分

再開 午後 2 時 2 0 分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番大多和正之君の一般質問ですが、本日、11番大多和正之君は欠席のため、会議規則第6条の規定により、一般質問を終結いたします。

◇ 市 川 隆 子 君

○議長（酒井良信君） 続いて、14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14 番（市川隆子君） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、2022年度予算編成についてです。新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な業種で減収が見込まれる中での予算編成で、次の3点について伺います。

最初はらくらくタクシーについてです。

らくらくタクシーは、試験運行として、年度途中の5月から運行が始まりました。それから7か月過ぎ、高齢者の方々にも少しずつ周知されてきているようです。しかし、まだ帰りの予約より早く終わったら、長い時間待つのは大変、あるいは帰りの予約に間に合わなかったらどうしたらいいのかなどで利用を見送る方もいます。

また、制度を全く知らない方もいましたので、高齢者に丁寧に周知していくことも必要だ

と思います。まだまだ始まったばかりのらくらくタクシーは、現在試験運行ですが、新年度からはどのように進めるのか伺います。

2点目は、新型コロナウイルス対策の対応についてです。

新型コロナウイルス第5波での感染者が少し落ち着いてきましたが、まだまだ感染対策はしっかりとしなくてはならないと思っていたとき、新たな変異株オミクロン株への感染が国内でも確認されました。既に、濃厚接触者となった方はホテルでの待機となっています。

オミクロン株は、感染力が非常に強いと言われています。専門家は、この冬にも感染拡大の第6波が起これると思っていますが、今必要なことは何かを考えていかなければならないと思います。このように、第6波が懸念されている中で、感染者が増えた場合の対応について伺います。

3点目は、小・中学校の要保護・準要保護についてです。

学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとされています。町でもこの制度を活用して、安心して学校に通っている子供たちもいると思いますが、要保護・準要保護の現在の状況について伺います。

2つ目は、高齢者問題についてです。

最初に、介護保険補足給付制度の影響について伺います。

8月から介護保険の施設を利用している低所得者の食費、居住費の負担を軽くする補足給付制度を改正しました。月10万円程度の年金収入しかない入所者の食費負担を、月2万円から4万2,000円に値上げ、ショートステイは年金10万円以下の人も含め、1.5から2倍に値上げしました。さらに、補足給付を受けられる預貯金の基準を厳しくしました。これにより給付対象から除外される人はいるのかなど、補足給付制度の影響について伺います。

2点目は、独り暮らしの高齢者の安否確認方法と命のペンダントの利用状況についてです。

町では、高齢者で独居の方も増えています。子供が遠くに住んでいる方、近くの身内が時々訪問してくれる方など様々です。そうした方々も、ごみ出しが大変、買物が大変など、困難を抱えながら生活しています。近所の方との交流もだんだんなくなり、独りで家にいることも多くなります。町では、高齢者の安否確認を含む見守り活動はどのようにしているのか伺います。

また、命のペンダントの利用者も増えていると思います。前に、ある独居の高齢者が自宅で発作を起こして動けなくなっていたところに、たまたま遠くに住んでいる子供さんが様子

を見に来て、病院に連れていきました。その方は、命のペンダントは持っていなかったようですが、独居の高齢者の緊急事態には役に立つものですが、命のペンダントの利用状況について伺います。

3つ目に、母子手帳についてです。

最初に、母子手帳の名称変更についての考えについてです。

妊産婦の健康管理のために、約80年前に誕生した母子手帳。母子手帳は、妊娠中の経過や赤ちゃんの健診、予防接種の記録を1冊にした日本独自のものです。全国共通のページと、自治体ごとに変更できるページがあり、記入欄は基本的に6歳までとなっています。

母子健康法では母子健康手帳と呼ばれていますが、名称を規定しているわけではありません。母子の健康を守る役割は大切ですが、そのためには父親も情報共有が必要だと思います。妊娠中から心身の変化を理解することで充実したサポートができるのではないかと思います。

全国では、2001年に岡山市が全国に先駆け、親子手帳の名前を採用しました。父親の育児参加の促進や妊娠中のパートナーの役割も大事で、子供が育つ環境は様々であることから、家族みんなが受け入れやすい名称にすることも考えていかなければならないと思いますが、考えを伺います。

2点目は、スマホやタブレットを活用して、母子手帳や地域の子育て情報が提供できるよう研究してはどうかということについてです。

九十九里町では10月から、ICTを活用して、新たな子育て支援策として、母子健康手帳の記録から地域の子育て情報までをスマホやタブレット端末で簡単にサポートできる、母子モを採用しています。町ではどのように考えるのか伺います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、市川議員の質問にお答えいたします。

初めに、外出支援検証事業らくらくタクシー事業についてですが、令和3年5月6日から白子町社会福祉協議会へ委託事業として実施しております。

11月末時点での登録者は68名、実利用者は27名で、利用者は増加している状況にあります。令和4年度においては、検証事業は終了し、らくらくタクシー事業として進めてまいります。今後、委託事業として予算編成と、要綱改定を実施していく予定であります。

次に、新型コロナウイルス対策での対応についてですが、第6波に向けた対策について、

引き続き感染の収束に向けて、基本的な感染対策、マスクの着用、手洗い、密を避ける、換気などの継続が重要となります。

また、国の方針に基づき、3回目の接種を順次実施してまいります。3回目の自主接種は2回目接種終了から、おおむね8か月以上を経過した方が対象になります。

次に、小・中学校の要保護・準要保護についてですが、ただいまのところ、給食費、校外活動費、修学旅行費、学用品、通学用品等については、小学校で31名、中学校で15名を補助しております。

それから、高齢者問題について、まず1点目が介護保険補足給付制度につきましては、施設サービスや短期入所サービスを利用する際、非課税世帯で預貯金などの資産要件が一定以下の場合、その食費及び居住費について、所得に応じた自己負担の限度額を設定し、その限度額を超える部分が支給されるものです。

令和3年8月から、在宅で暮らす方との公平性や負担能力に応じた負担を求める観点から、補足給付を受けるための認定条件である預貯金などの資産要件及び食費負担限度額の見直しが行われました。具体的には、これまで収入に関係なく、単身世帯1,000万円以下、夫婦世帯で2,000万円以下であった預貯金などの資産要件が、収入に応じて、単身で500万円から650万円。夫婦世帯では1,500万円から1,650万円と細分化され、年金収入が120万を超える施設入居者の食費の負担限度額が650円から1,360円となるなど、見直しが行われたところであります。

今回の改定により、本町では補足給付を受けるため、負担限度額認定をされた方のうち、預貯金要件により非該当となった方は3名となっております。

次に、独り暮らしの高齢者の安否確認方法としての命のペンダントの利用状況についてでございます。

独り暮らしで高齢者の安否確認方法については、町民生委員による訪問や連絡、町社会福祉協議会事業の町内独り暮らしの、ふだんあまり交流のない方に月2回、給食の配達サービスなどがあります。新型コロナの影響により民生委員の訪問活動が難しくなっておりましたが、活動を再開しているところであり、12月より65歳以上の独り暮らしの高齢者調査と名簿の作成を進めているところであります。

また、命のペンダントの利用状況ですが、令和3年11月末時点で25名が利用しております。

次に、母子手帳についてでございますが、町としては、国の名称変更の意向や住民からの要望等もないことから、変更する予定はありません。

次に、スマホやタブレットを活用した母子手帳や地域の子育て情報を提供できるように研究してはどうかというお話でございますが、町では、健康ナビという、健康情報、健康、食育、予防接種等についての配信をしております、モバイルサービスがあります。

スマートフォンやタブレット、パソコンに対応したサービスで、予防接種や母子健康のスケジュールの編集機能を有し、個別に具体的な予防接種スケジュール管理など、母子手帳機能を有し、身長・体重の記録、乳幼児健康の記録等を残すことができます。今後、健康ナビの健康情報の内容を充実させ、多くの方に利用してもらえるように周知していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは一問一答ですので、まず、らくらくタクシーから伺いたいと思います。

町長は、先ほどの答弁にありましたように、この間ずっと、必要だと思いますので続けるということを明言されておりました。それを受けまして町では、来年度からは事業として進めるという答弁でありましたが、現在でも、登録者は少しずつですけれども増えているような状況です。ですから、それが新年度から事業として進めるに当たり、どのように進めるのかの考えがあれば伺いたいと思います。

また、利用者に対してアンケート等を実施していたと思うんですが、集計とか分析はできているのか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） らくらくタクシーのこれからの進め方につきましては、現在、1日7便ですか、そちらと、対象者につきましては75歳以上の高齢者、独り暮らしの高齢者世帯の方ということで、今、利用しているところでございますが、その内容で、令和4年度も進めてまいりたいと思います。

また、こちらのアンケート調査につきましては、ほとんどの方が利用している方の中ですが、今の内容で、現状のままでよいという回答でございましたが、改善意見としまして、確実に予約が取りたい、利用回数や利用時間の増加等の意見がありましたので、こういったところをできましたら改善も考えております。

また、利用していない方のアンケート調査は、まだ集計状況でございますけれども、この中でほとんどの方がいざというときに利用したいという回答が多いということでございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 来年度も同じ状態で進めるということですがけれども、ぜひこれは、今時間的な制約というんですかね、1日7便というその時間制約も結構大きいネックになっているので、高齢者の方々は、それがどうしても午前中に動いて、午後は空いてしまうとか、そういう状況もありますので、その辺の時間の配分をもう少し考えてあげたらいいいんではないかというふうに思いますので、その辺、新年度に向けて検討していただければと思います。

それから、アンケートですけれども、少しでも多くの方が利用できるように、高齢者の方々が集う場所、ふれあい公民館ですとか、例えば地域の老人クラブでもいいですし、スマイルクラブでもいいんですし、いろいろなところで折に触れて、やはりそうした高齢者の声を聞いて、それで、らくらくタクシーを今後、あなた利用しますかとか、どうしたら利用したいですかとか、そういういろんなアンケートを、やはり折に触れてそういうところでしていただけたらなと思います。

また、アンケートの結果、先ほども言いましたけれども、その運行形態もあるわけですが、それにプラス、前にも私は言ったことがあるんですけれども、今1台でやっている関係で年齢も75歳以上、それから日中独居の方は、例えば息子さんと二人暮らしで、自分にご飯の支度をしなければならいんだけれども、買物はどうしても自分が自転車で行かなきゃいけない。でもそういう方はやはり、子供さんと住んでいるから対象にならないということで、非常に不公平な思いというか、そういう方はしているわけですから、これは今後検討していただきたいというふうに思いますが、その点について伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） アンケート調査につきましては、またいろいろな方と、そういったアンケートにつきましては協議してまいりたいと思います。

あとそれと、今回75歳以下に引き下げるとか、そういった問題ですけれども、こちらは今後の利用状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） やはり、まだまだ改善点というのはたくさんあると思いますが、どうしても、先ほども言いましたように高齢者の方というのは午前中に出かける方が非常に多いので、その辺はうまく、電話を受けるほう、社協のほう、うまくそれは調整していただい

て、日中均等に車が動くような形でやっていただけたらと思います。お医者さんの予約が午前中に入っているとかそういうことでしたら午前中に行かなきゃいけないんですが、買物とかそういうものでしたら、1日の便数というのがもうどうしても今の時点では決められていますので、高齢者の方に、電話を受ける職員がもう少し説明をして、午後のほうにも分散できるようにしていただけたらということをお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

コロナウイルス対応なんですけど、今これから3回目の接種、来年度というか、来年になると思いますが、3回目の接種が始まるということですが、私はこれまでPCR検査の実施を求めてきたわけですが、今後、感染者が増加してきた場合、今また増加傾向になった場合、感染者をやはり早期に発見して、感染拡大ですとか重症化を防ぐという目的で、発熱などの症状がなくても感染に不安を感じている人を対象に、低額で抗原検査を実施したらどうかと思いますが、この点についての考えを伺います。

また、仕事ですとか、施設や病院に身内の方が入院されていて面会をするときに陰性証明書を求められる場合があるんですけども、そうした場合に町として補助を考えていかないのか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） PCR検査につきまして、国・県では、健康上の理由等により接種できない人に対しまして、PCR検査等を無料で受け入れる態勢を整備ですが、進めておりますが、町といたしましては、無症状の方に対しまして行います抗原検査は、感度が低いため、検査を実施した結果に安易に安心する姿勢は逆に感染拡大を助長する懸念も生じるため、実施については考えておりません。

また、PCR検査の陰性証明につきましては、こちらも今のところ補助については考えてはおりません。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 個人の活動のための検査費用というのは、公費投入は行わないというふうになっているようなんですけども、感染が拡大してきた場合ですとか、陰性証明書が必要な場合の検査は、やはり私は無条件で無料にすべきだと思いますが、それが無理であれば、一部補助等があれば受けやすくなると思います。

今、課長は、抗原検査は感度が低いというふうに言われていたんですけども、抗原定量

検査ですと、空港等で行われている検査、少しずつ金額も下がっているようですが、抗原定性検査というのは、いわゆる抗原検査キット、キット検査、あれですからちょっと感度が下がるようなんですけれども、抗原定量検査ですと、それほど精度は低くないというふうには言われております。

それぞれの特性があるわけですが、こうしたものをうまく活用して、感染の疑いのある人には、そういう検査によって陽性になったら電話連絡などをしてPCR検査を受けてもらう。そういうふうに案内したらどうでしょうかと思いますが、この点についてどうでしょうか。

それから、また9月には郡市7市町村長、石井村長も行かれたと思いますが、県に要請しておりますが、感染が落ち着いている今こそ、この準備を進めるべきだと思いますので、さらに、これは郡市の市町村会で、県のほうに、やはり要望を強めていっていただきたいと思いますが、その点について伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 抗原検査によります、先ほど申しました検査につきましては、やはりまた医師会との協議も必要になってまいりますので、また協議等もしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 県の要望に関しましては、町村会でやはり強力にやっていくつもりでおります。

それから、PCR検査とかそういう形で、実際問題として、今、2万1,000円ぐらいかかるわけですね。これを全額無料にしちゃうというのはなかなかちょっと、政府でくれるならいいんですけれども、それがなかなかないわけで、これを個々に町単独でやるというのは非常に厳しいわけでございまして、ですがケース・バイ・ケースで、やはりやらざるを得ないときはやります。

ですから、この間も、中学生の関係もやりましたし、長野県に行った語学研修の関係もやりましたし、それから、勝浦に行った子供たちのなんていう、キャンプ、これもやりました。こういう形でやはりできるだけケース・バイ・ケースに応じてやるべきものはやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ケース・バイ・ケースで進めるということですが、一般の方々がもしどうしても仕事の関係とかで必要な場合は、例えば一部補助をするとか、そういう形もぜ

ひ考えていつていただきたいなというふうに思います。

それを要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、要保護・準要保護の問題ですが、いわゆるこれは就学援助制度なんです、この中で、新入学準備金というのはもともと7月に支給されていたわけですが、7月に支給されますと、要は制服とかかばんとかいろんなものを買ってしまった後、一旦自分で出してその後、に支給される、そういうふうになっていたのを、支給を早めるということでやられて、今、多分支給がそれよりも早まっていると思うんですが、今何月に支給されているのか。修学旅行の費用も含めて、何月に支給されているのか。それから、支給内容と小学生、中学生両方に対する対応なのかも伺います。

それから、PTA会費、クラブ活動費についてですが、これはもう随分前になりますが、国が交付税措置をするので、この会費についても出すのが望ましいという通達が来ていたわけ、です。町でも、かつては議会の中で、支給するという答弁をしていたわけですが、現状では支給されていないという、私は支給されていると思ったんですが、支給はされていないようなんです。支給するという、そのときに答弁されていたのに、なぜ今支給されていないのか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） それでは、お答えさせていただきます。

新入生の入学準備金につきましては、ただいま入学前の1月より支給をしております。また、特に令和3年度の新入学準備金につきましては、小学生1人当たり5万1,060円、掛ける5名、そして中学生では1人当たり6万円、掛ける2名ということになっております。また、在校生につきましては、小学校では一律1万1,630円、中学校では2万2,730円をお支払いしているところでございます。

また、PTA活動費、部活動費はどうなっているのかというようなご質問でございますけれども、PTA活動費につきましては、学校ごとに違いがございますが、特に準要保護につきましては、支払いについてはしておりません。また、兄弟姉妹がいる場合には、一つ上の子供さんを基準にして支給をしているところいうところでございます。

また、部活動に関しましては、部活動で使う費用、例えば、ボール代等につきましては、学校で購入しておりますので、特に個別に支払いをしているということはございません。です、ので、現段階では、クラブ活動購入費の支出はございません。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 分かりました。新入学準備金は1月に支給しているということで、早めに支給されているということですのでよろしいわけですね。

それで、あとPTA活動費ですが、PTA会費ですが、やはり1人のお子さんには出す、きょうだいがいる場合には1人に出すということなんです、国のほうでやはり出すことが望ましいというふうに言われているわけですので、ぜひまたこれはきょうだいがいれば、そのきょうだいの分もやはり併せて、今後、新年度に向けて考えていっていただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと聞き逃しちゃったかもしれないんですけども、修学旅行費ですけども、これは積立てを各学校しているんじゃないかと思うんですが、対象家庭の子供さんたちは、その積立てに参加しているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 積立てのほうはしてございますが、全て授業のほうが終了した場合に、そちらの再度また、各ご家庭のほうにかかった費用についてはお支払いをしているというところでございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 積立ても、やはり毎月の、毎月ですよ。毎月の出費になることなので、できればそういう出費も控えられれば控えていくようにして、そして修学旅行費も業者に支払うときに早めに、就学援助費のほうから支給するというふうにしていただけたらと思いますので、ぜひそれは今後検討していただきたいというふうに思います。

それでは次に、高齢者問題ですけども、補足給付の問題なんです、2005年に介護施設の食費、居住費が原則自己負担となったわけですが、ただし、この中でも住民税非課税世帯には、年金収入などに応じて軽減するというこの補足給付制度というのができたわけですが、ある高齢者2人世帯の方で、夫が施設に入所できたと、やれやれと安心していたところ、8月から2万円の食費が負担増になったということで、残された奥さんのほうがやはり生活が非常に厳しくなってしまったという、そういう声もあるわけです。

このように大幅な負担増になった方もいらっしゃるわけですが、8月以前の補足給付の対象者数と軽減額、それから8月以降の施設入所者の負担増の人数と金額どのくらいになるのか伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 改正前に負担金、限度額の認定証を発行していた方が82人、そして改正後、令和3年9月末時点では78人となっております。

今回の見直しによって、段階ごとに非該当となった方の自己負担の増加につきまして、厚生労働省が定める基準費用額を基に算出しますと、第2段階の方は、施設の種類や個室のタイプによって異なりますが、月額約3万2,000円から6万8,000円の負担増となっております。また、第3段階であった方は、月額2万4,000円から4万5,000円の負担が増えることになりました。また、食費につきましては、今回の見直しにより影響を受ける人数は26人となっております。

町で利用者の食費負担の正確な把握ができませんが、標準的な見直し額として、施設入所では月額2万1,300円、日額710円、ショートステイでは日額650円程度の増額となっております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） これだけ特養に入所しますと非常に負担が多くなってきて、年金だけでそれを負担していくのは大変だという方が多いわけですが、こうしたことに対して、町でも何かできる対応というのはあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） その場合は、その2人といいますか、その収入額がこちらでは分からない部分もありますので、一度、健康福祉課のほうに相談に来ていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 高齢者の方々が、健康で元気に高齢期を過ごしたいという思いというのは誰でも同じだと思うんですが、しかしだんだんと体力がなくなって動けなくなってきてしまいます。ですから、独居も大変ですし、それから老老介護というのも非常に大変なわけです。こうした状況になりますと施設にお願いするようになるわけですが、ここで入所費用が高いと、やはり入所できないというふうになってしまいます。

ですから、町でもやっておりますが、日頃の健康づくり事業ですね。こうしたものも非常に大切ですので、町でも引き続きこうしたことには力を入れて進めていっていただきたいなというふうに思います。

それから、介護が必要になった場合は、先ほど課長が言いましたように、町では相談に乗るなど、できる限りの対応をしていていただきたいなというふうに要望して、次に移らせていただきます。

残り時間が2分になりましたので、手短に。

安否確認なんですが、今民生委員さんが定期的に訪問しているということで、コロナの影響で訪問が途絶えていたのが再開したということですが、独居の方が増えてくる中で、自治体もそれぞれ、いろいろ工夫しながら民間等の協力を得ながら実施しているわけですが、町ではどうでしょうか。

それから、命のペンダント、これは協力者がいないと難しいわけですが、現状ではどうでしょうか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 町では、民間等の協力を得まして、見守りネットワークというのを立ち上げております。

こちらは現在、電気・ガス・水道のライフライン事業、また新聞販売店、郵便局、宅配事業など26事業者と協定を平成25年7月から実施しておりまして、協力事業者が健診、配達、訪問等に異常・異変を発見した場合、町包括支援センターや、こちらの町の健康福祉課に通報していただくように協定を締結しております。

また、協力者がいない場合ですけれども、協力者、一応2名以上できる限りお願いしておりますが、いない場合は民生委員に協力をお願いしております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 残り20秒ですので、あらゆる方法で独居の方への見守りをぜひ続けていていただきたいというふうに思います。命のペンダントも、具合が悪くなったとき、すぐ押せるように、利用者の方へも手だてを尽くしていただきたいと思います。

このことを要望して質問を終わります。

○議長（酒井良信君） 以上で、14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は3時5分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時05分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 秀 一 君

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君の一般質問を許します。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、通告順に従って一般質問をいたします。

冒頭、発言を許していただき、先ほどの東海林議員の質問の中で町長の答弁にあったように、事実確認をし、調査の上報告をするということに対し、あたかも職員が犯罪者であるかのような発言はいかがかと思えます。基本的人権の尊重を重んじていただければと考えています。また、一般質問の締切りから今日まで相当の時間があつたにもかかわらず、調査をしなかったことに深く疑問を生じています。

さて、自治体運営において恒久的な課題である行財政改革の推進について、4点伺います。

1点目として、現在進められている第4次白子町行財政改革プランは、少子高齢化社会、人口減少社会が進む中で、自主財源の大きな増加が期待できないこと、義務的経費等の抑制が難しいことから、財政運営に困難が生じていることが起因とされていますが、多くの自治体が共に抱える問題でもあります。白子町の場合、これを具体的に整理した場合に、どこにどのような問題、課題が生じているのか、まずは伺います。

2点目として、この定例会において議案として提出されておりますが、自治体の行政組織の在り方について伺います。

行政改革を進める中で、組織・機構の体制づくりは、言うまでもなくキーポイントの一つになります。多様化する行政課題に対応するために、担当する課の役割、事務の所掌がまずは的確であることが求められます。その上で、行政サービスにおける町民の満足度や、最少の経費での効果の見える化が期待をされ、スピード感も要求されてきます。

先日の全員協議会で説明された、分課分掌も、その方法はあると思いますが、自治体にはいろいろな形態があり、特に白子町のような小さな自治体は、むしろ逆の姿が求められて

いると思っています。縦割り機構の課題、経常経費の問題、総合的な視野が求められる職員のスキルを考え合わせた中で、白子町の行政機構の在り方について町長の見解を伺います。

3点目として、8月1日付並びに10月1日付で任命された行政改革担当職員の職務について伺います。

まずは、任命をした目的と、これまで4か月余り、どのような職務の遂行をしてきたのか。また、財政改革を含めた担当職なのかも併せて伺います。

4点目として、今進められている第4次行財政改革は、折り返し地点を通過し、その効果の検証をしていく時期になっていると考えます。先ほどの大多和正夫議員への答弁にもありましたけれども、目標額への到達度はどのようなものなのか、特にこのプランの実施中に起きた新型コロナウイルスの甚大な影響を考えると、厳しさも感じられていますので、町長の見解を伺います。

以上、1項目4点についてですが、質問をしていく中で、行財政改革はその内容の幅が広いこと、奥が深いことを改めて痛感いたしました。しかしながら、この改革は白子町に暮らす一人一人の思いにつながることであり、全ての職員が共通認識の下、日々努力をしていかなければならないものでもあります。議会人として我々も同じ思いでありますので、共に研さんをしていきたいと思っています。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、大多和議員のご質問にお答えします。

行財政改革の推進についてということですが、行財政運営の現状における課題、問題についてですが、時代に即した行政機構づくりに、職員の能力開発、デジタル化の推進、公共施設のリノベーションなど数多くあります。

現在の状況では、第一に新型コロナへの対応をしっかりと行い、町民の命と健康を守っていくことが最重要の課題だと認識しております。この点については、国の動向など最大限の注意を払いながら、役場全体で取り組んでまいります。

次に、役場組織機構の在り方についてでございます。

役場組織機構の在り方についてですが、この組織機構の見直しについてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。今定例会において、役場の課題、課設置条例の改正案を提案させていただきましたが、これは通過点にすぎません。今後も調査検討を続けながら、よりよい役場の組織づくりを考えてまいります。特に子育て支援や健康づくりの分野について

は、所管課の設置も視野に入れた上で検討を進めていきたいと考えております。同時に、統合できる分野については、思い切った統合も必要になると思います。既に議会からも意見をいただいておりますが、商工観光課と産業課の統合、環境課と建設課の統合など、業務の類似性や補完性を加味しますと、そう遠くない時期に視野に入ってくる可能性があると思われます。

次に３点目、行革担当職員の職務についてでございますが、行革担当職員の職務についてのご質問ですが、行財政改革についての事務分掌は総務課が所管しております。企画財政部門の４名の職員のほか、事務と兼務しながら行財政改革を担当しております。

職務については、平成19年から設置されております白子町行財政改革推進本部の事務を担当しております。取り組むテーマは多岐にわたりますが、ベースになっているのは、私が就任直後に行った職員への行革アンケートの結果であり、早期に取り組むべきものから順次行っていく考えであります。提案事項も多岐多数ありますので時間がかかりますが、しっかりと対応していきたいと思っております。

行政改革に終着点はないと考えておりますので、今後も、国の動向や住民ニーズに即した事務事業を展開できるよう、不断の改革に取り組んでまいります。

続きまして、第４次白子町行財政改革プランの財政効果の可能性についてですが、これについては、新型コロナの対応に係る国の施策展開によって、コロナ禍以前とは全く異なる状況になっております。

平成30年度と比べ、令和２年度の歳入については、町税をはじめとする自主財源は全て微減となっております。唯一の好材料としては、地方債発行残高が約5,000万円縮減できていることであります。令和２年度歳出については、大多和正夫議員の質問でもお答えしたとおり、会計年度任用職員の制度創設により、人件費が１億円程度増加しております。補助費、普通建設事業費とも増加しております。特に補助費については、コロナの影響により、臨時特別交付金事業の影響が非常に大きく、平成30年度の３倍近い金額となっております。本年度及び令和４年度においても、新型コロナに対応するために財政執行が増加しておりますので、第４次白子町行財政改革プランの財政効果の可能性はかなり低いものとも言わざるを得ません。これも大多和正夫議員への回答と重複しますが、今後とも適切な歳入の確保と歳出の節減に取り組み、適切な財政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、再質問をさせていただきます。

今回の私の質問については、執行側とのすり合わせはしませんでしたので、したがって、再質問は答弁の確認も含まれることをご容赦いただきたいというふうに考えています。

まず、今、現状における本町の行財政運営の問題点、課題ということになりますけれども、今、新型コロナウイルスの関係の部分というふうにおっしゃいましたけれども、もしこの新型コロナウイルスの感染がなかった場合でも、恒久的な課題として、ずっと本町の行財政運営については多くの工夫がされてきたはずです。そのことを踏まえてしっかりと整理をしたときに、本町の行財政運営をしていく中で、大きな問題は何だとお考えになりますか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 行財政改革をしていく中においての大きな問題ですが、白子町においては、結局、自主財源というのが12億6,000万とかそんなものしかないというのが一番大きな要因です。ですから、交付税とかそういうものでやっと48億とか、そういう形につじつまが合ってきておりますけれども、やはり自主財源がないので経常収支比率も、結局80%以上になっちゃうというのが現状でございます。

それとあと0.48という数字、これ何でしたっけ、これがあるんですけども、いずれにしてもそういう面での、やはりそんなに不良債権的にあるわけではないんです。結局、例えば借金が多過ぎるとか、臨時特別、そういうお金はありますけれども、そんなに負債はないわけですし、結局、プラスマイナスしますと、やはり約十数億円ぐらいのマイナスぐらいしかないわけなんです。ですから、そういう面での、公共事業を全くこのところやってこなかったということも当然あるわけなんですけれども、いずれにしても、そういう財務状況は非常に収益力は悪いんですけども、全体の中においての状況が悪い財務内容ではないように思います。ですから、今後、やはり税收のアップとか、そういうものをどんどんやっていかないと当然駄目だと思いますので、その辺が大きな課題だというふうに私は認識しております。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 0.48、財政健全化比率のことだというふうに理解しますが、基本的に本町の財政の現状というのは、やはり地方交付税等に依存していかなければならない町の姿があります。

この地方交付税等を含めた、あるいは支出金等を、国や県に求めていく行動がどうしても必要になってきます。先般、農林予算でもこれ出ていましたけれども、町単予算でここに支

出できるというのは本当に僅かで、約半分が国や県の支出金の中で生産基盤が整備されていたりという現状があります。したがって、いかに自主財源のほかの部分で依存を求めていくかというのが大きな、本町の運営に関わるものだと思います。そのために、先ほど梅澤議員もおっしゃっておいりましたけれども、まずはトップが国や県にしっかりとその実情を認識してもらって働きかけていかなければならないというのがまずあります。こういうことについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） できるだけそういう方向に進みたいというふうに思っております。要は補助金とかそういう形で資金的な手当てを、県・国に言って引っ張ってこいという、そういうことだと思うんですけれども、確かにそのとおりだと思いますけれども、ただ、それに伴っては、当然にして白子町の自主財源のほうもその分は出ていってしまいます。

ですから、そういう中において、できるだけ、自主財源だけではなくて、そういうものを極大化していくことを考えないといけないというふうに思っていますので、それは動けというのは、私は当然、中にいて喜んでいる人間ではございませんで、動いたほうが好きな人間でございますので、それは全然問題ないんですけれども、皆さんもそういう面で、私ども執行部がやることに、できるだけ協力いただくような、そういう体制を取っていただければ、私どもどんどんやっていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） もう一つ、基本的な財源の確保、要は税収の確保ですけれども、これをアップさせていく。町長がいつもおっしゃるように企業誘致をして、法人税の確保とかいろいろお考えがあると思いますけれども、それらを具体的に進めていくための施策を、これ1回質問がオーバーして恐縮ですけれども、お伺いさせていただければというふうに思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） とにかく税収を上げるには、ほとんどの自主財源の一番大きなものというのは固定資産税と住民税でございます、これは企業誘致とか、そういう以外にほとんどありません。正直言いまして、償却資産課税が前年度より1,800万増えているということですが、この分に関しても、これは課税をきっちりやったからということじゃなくて、ほとんどがソーラーとかそういうものの金額のあれでございます、でも、ただそれを堅確に、それを一つ一つ課税対象にしていくことで、1,800万前年度より増えたというのは

事実でございます。

ですから、一朝一夕に、これが企業を誘致するとか、だって企業誘致しようにも誘致する場所もないわけですから、これはやはり計画的にやっていかないと駄目なわけでございますのでね、そういう面で、それと、一番今、固定資産税を払っているのはホテル業でございます。ホテル業がやはり相当な、約6億近く入っている固定資産のうちの1割以上をホテル業だけでいっちゃっているわけございまして、ここのところの、ある面ではこのコロナ禍を乗り越えた先の成長が、やはり一番必要だと思います。ですから、いずれにしても、企業とかそういうものがどんどん白子町で成長してもらって、それには企業支援とかそういうことを全部やるわけなんですけれども、そういう形で税収が上がるような白子町にしていかなければ、絶対その財政力の力というのはなかなかつかないように思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。期待をさせていただきます。

次に2点目、先般の全員協議会でも論議をされましたけれども、役場の組織機構について、今回の議会で提案されていますけれども、この資料を見せていただいたときに、郡内6町村でもいろいろ違って、いろいろ工夫をされているんだということがよく分かります。目に見えて出てきましたので。これこういう中で本町の機構改革を、組織の見直しをしていく場合には、まずはいいところ取りをするのが一番いいだろうというふうに考えています。町長は、これは通過点にすぎない、さらなる次をとというふうにおっしゃっていましたが、そういう意味で、やっぱり郡内に限らず、全国の中で本町と同規模程度の自治体の姿をいろいろと検索をしながら、いいところ取りをして、本町に合ったものを作成していけばいいのではないかなというふうに思っています。

その中で、特に機構改革に求められるのは、課を増やすことではなくて、課を逆に削減をして、係で対応していくというのが、この小さな自治体に課せられた、経費の面でもそうですけれども、課せられた部分だというふうに私は理解しています。あまり分課分掌してしまうと、縦割り過ぎてしまって横の連携が取れないというふうな欠点が出てまいります。小さな自治体の場合には、1人の職員ができるだけ多くのことを把握して行財政運営に当たるとするのが基本的なスタンスでやっているとは私は理解していますので、そういう意味での行政の機構の見直しを検討していただければというふうに思っています。

このためには、国もそうですけれども、今回子ども庁が創設されますけれども、いろんな

意味で昔からの手法ですけれども、PDCAサイクルを頻繁に使ってやってみる、やってみる。駄目だったら反省してまた次に進むというようなやり方を、本当にしていただければ、よりいいものに仕上がってくるというふうに思っています。

特に、先ほど話も出ておりましたけれども、デジタル・トランスフォーメーションについてですけれども、実際に今のところ、どのような形での運用ができるのか、総務課長が研究をというふうにおっしゃっていましたが、もう一回、この辺に具体的に本町に導入できるものとして考えていることがあったらばお教えてください。

それからもう一点、これは少し苦渋の発言になりますけれども、こういうものを実際に読んでみると、どちらかというとネットで調べた部分のことがそのままコピーペーストでここに記載されてくるという現状があります。これはいかがなものかと。やっぱり自分たちの町のことだから、自分たちの言葉でこういうものをつくり上げていくほうが、より本町に沿ったものになるのではないのかなというふうに思っています。幾つか言わせていただきますけれども、実際にネットで出てくる文章と類似するものがもちろんありますし、全くこの中に同じものがそのまま掲載されているというようなこともありますので、これを作成していくときに、本町に合った本町の言葉で進めるのがいいかと思いますので、これらについて伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 1点目何でしたっけ。

（いいとこ取りと呼ぶ声あり）

分かりました。

おっしゃるように、今、企画財政のほうで行政改革に関する要員が4人ぐらいいるわけなんですけれども、言葉は悪いんですけれども、やはりいいところへ行ってみんなパクってくればいわけです。実際それで一番いいものをつくればそれでいいわけですので。

ですから、白子町においても、白子町が今現状どうなっているかというのは、これ非常に今大事なことです。ですから健康づくり課とか子育て支援課とか、そういう形で新しくつくろうと思ったんですけれども、それはまだ時期尚早という言葉だけで全部締められちゃったわけなんですけれども、実際問題として、白子町で今一番大事なものは何かというのは、今、健康づくりというのが一番効果が上がっているわけです。これが本当にすごい効果が上がってまして、約2,000人に近い人たちが、今、健康づくりのために歩け歩け運動をやっているわけです。これというのは、本当に先ほど申し上げましたように、大体6,000万ぐら

いの抑制効果が働いているわけです。これがやはり一つの白子町の一番の強みなんです。

それともう一点が、やはり子育てをするのに非常に条件のいい白子町にしていかなければいけないと思うんです。ですから子育てを支援するためのものを、政策をどんどん入れていきまして、そういうことによって、健康づくり、子育て支援、これでやはりある面では白子町の今一番の難点は何かということは、人口減少です。こんなに人口が減っているのは、長南、長柄以外白子町なんですよね。本当に年間200人ぐらい減っているわけでございますので、これをどうにか阻止しないと、白子町はいわゆる三流町村になっちゃうわけです。

いずれにしても、これを最低限8,000人ぐらいまでに抑えるような、そういうつもりでやはり進めていかないと駄目だと思うんですよ。そういう意味で、やはり白子町の今取りあえず強いところ、子育て支援とか、それから健康づくり、この辺を最重点に進めていかなければいけないというふうに思っております。

あと、課の設置でございますけれども、確かに今、先ほども私も申し上げたように、増やすだけじゃありません。減らさなきゃいけないところもあるわけです。例えば、今、環境課は6人しかおりません。環境課もこの後またご承認いただけたと思うんですけれども、特別会計化して、やはりあれをできるだけ手から離せるような形にしていって、それから、産業課と商工観光課、この辺も統合の可能性もあるわけなんです。こういう形でね、ただ、はっきり言いまして、やはりこの町全体で、私は企画財政をなぜ分離したかというのは、企画の部門が白子町が一番弱かったんです。はっきり言って、今まで企画の分野、結構やっていたけれども、とにかく自分に与えられた仕事を一生懸命やって、本来は、先ほど大多和議員が言われたように、いろんなところに行っているいろんないい政策とかそういうものを収集してくる、そういう能力がそこにあって、それで具体的に白子町に合ったような政策をやっていくというのが一番いいわけでございますので、そういう意味で、基本的にはそういう方法でとにかく進めていきたいというふうに私自身は思っております。

以上です。

そのほか。

(今のPDCAサイクルと呼ぶ声あり)

今、PDCAサイクルという、はっきり言いまして、白子町の事務をやっているのを見ましても、例えば地方創生の関係でも、一応PDCAという形は取っているんです、プラン・ドゥ・チェック・アクションなんですよね。これがあまりやられていないんですよ。どの課を見てもほとんど回っていないんです。PDCAがちゃんと回っていれば、もうちょっと活

性化した町になるわけです。

それともう一点、自治施策の中で、やはり何だかんだ言っても、長期にその課に滞留している人間が、10年以上とかそういう人がいっぱいいるわけなんです。こういう人たちは、はっきり言いまして10年そこにいたら、その人を飼い殺しですよ、言葉は悪いですけどもね。実際、皆さんの能力を開発するためには人事をやはりうまく回さないと駄目なんです。こういうところをどんどん改善して、1人当たりの能力を開発して、1人当たりの生産性をよくすることによって、白子町をよりよい行政組織にしていきたいというふうに私自身は思っております。

以上です。

(コピーペーストと呼ぶ声あり)

要は各課でいろんな施策を書いたりしているのに、いろんなところからコピーしてきて、それで施策を書いているというのは、結構これよく私もそう思います。これはやはり正直言いまして、自ら考えて、自ら行動して物事をつくっていかないと絶対によくなりません。人のやつを持ってきただけじゃ絶対駄目なんです。ですから、そういう意味での業務の転換というものも、今後進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 実際にIT化とかというようなことで、どういうことということですけども、今、町長がおっしゃった部分も含めまして、やっぱり、国なり県なりから示されたもの、実際にデジタル・トランスフォーメーションやSociety5.0とかというようなことで、その言葉自体は市町村まで下りてきますけれども、それが実際に白子町に対して有益なものなのかどうなのかというようなところを含めまして検討させていただいた後に公表させていただきたいというような部分が今のスタンスでございます。

ですので、いろいろそういうあるものの中から白子町に合うものということで、職員一丸となって見つけていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 一つ町長の言葉の中で確認させていただきますけれども、三流町村とおっしゃったんですか。何だかここが聞き取れなくて、三流町村になってはいけないという、三流とおっしゃったんですかね、これ。他の2町と比較した中でやっていましたけれ

ども。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） いろんな言葉尻を取られちゃうと大変困るんですけども、三流というか、衰退した市町村になっちゃいますよと、そういう意味でございます。白子町というのは、本当にかつては、ずっと今までも輝いていたわけでございますので、やはりこれを継続して、もっと発展させていかなければいけないというのは、私自身の考え方でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 一つはもう一回しかできませんので、デジタル・トランスフォーメーションについてですけども、このデジタル化することによって、多くの業務量がある意味で削減できて、職員の減にもつながることができるという、一つの行革の大きな手腕になるというふうに今捉えていますけれども、実際に何がこうなのかと私もよく分かりませんが、ぜひとも行革につながる大きな手腕であれば、これを徹底的に研究して、やっぱり本町、取り組むべきだなというふうに思っています。

町長、もう一個お伺いしますけれども、人口が減っていくことが三流町村になっていくという考え方ですか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、2045年で5,800人、半減するわけでございます。半減して、それで半減したからといって個人所得が倍になるということは絶対にないわけですから、そうすると、やはり白子町の財政力も何もみんな落っこちていくという、そういう意味で言っているわけございまして、そういう面で、やはり全国的な現象でございますから、白子町だけで減りをなしにするということは絶対できないんですけども、でも、それをできるだけならかにして、それをやるにはどうしたらいいかといったら、やっぱり職場を確保してやり、住みやすい白子町にしてやるのが一番大事でございますので、そういう意味で、健康づくりとか、子育てに優しい町とか、そういうことを言っているわけで、それだけじゃなくて、やはりいろんな基盤も整備しなきゃいけないと思います。それをやらないと、人口が入ってくる場所もなかなかできないわけですから、私がコンパクトシティ構想を申し上げてありますけれども、これも、やはりそういう形で人が来れるような形、ですから、例えば白子中の脇に分譲しましたよね。学校の脇なんていうのは一番条件がいいわけです。ああいう形で、あれがもっと大がかりにやれば、人は決して減るわけじゃないですから。それで、やはりできれば、今、白子町の就業人口、農業を入れて3,000人ですけども、これを4,000人ぐらいに引

き上げるような、そういう方向をつくっていけば、結構、白子町はそれなりに輝いてくるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

それでは3点目に入りますが、職員の、任命をした行革担当職員のことですけれども、4か月が経過いたしましたけれども、町長の答弁では、この職員2人とさらに何人かの職員でこの行革担当の事務をつくり上げていくと言ったというか、そんなような形で進んでいるというふうにおっしゃいましたけれども、まずはこれ、このメンバーがプロジェクトチームとしてこの4か月間活動して、今回提示をしてきた役場の組織機構の見直しとか、あるいは財政まで踏み込んだものの展開をしてきたのかお伺いします。

それとあわせて、そうだとすれば、ぜひこの職員の方々にプレゼンテーションをお願いしたいというふうに思います。実際に直接担当してきたので、本町のあるべき姿はこうじゃないかというような、若い感覚の、職員の中には若い職員さんもたくさんいますので、そういう職員の中から捉えた本町の役場の組織機構、あるいは行財政の改革についてのプレゼンテーションがいただければ、大いに参考になると思いますので、その辺の仕掛けもいかがでしょうか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、たまたま企画財政の中に4人という形で、当然兼務していますから今までの仕事もみんな持っているわけですから、それらと兼務しております。

それじゃなくて、この行財政改革の委員会ができています。委員会ができて、これ委員会も6回か7回進めているわけでございます。その中で一つ一つ決めてきた問題が、この間提案した組織改革もみんなそういう形なんです。ですから、これに関しては、私がどうしろ、こうしろとか言った覚えはないんです。皆さんがそういう中で考えて、やはり現場で仕事をしている人たちはこういう形で今やっているけれども、こういうふうに変えたほうがいいんじゃないかという、そういう形で今進めているわけでございますので、そういうことをよく皆さんもご理解いただいて、とにかく時期尚早だけで片づけられちゃうと大変困るので、その辺をひとつよろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） もちろんおっしゃることもよく分かっていますし、時期尚早では

なくてしっかりとした形の機構の見直し、あるいは改革が進めていければベストでありますので、その中で、特に4人の、8月1日の時点で、この2人の職員を、町長が人事異動をさせて、特に、例えばこれ事務の分掌をしない中で行革担当というふうにもう直接割り振ってあるわけですよ。この職員さんたちは、その任を受けた中でどういう仕事をしていたのか、兼務していたというふうには書いていないので、それに特化してやっていたものというふうには私は思っていましたので、この辺の内情について、もう一回お聞かせ願えればと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 特化なんかできません。当然できません。特化したら、だってほかの仕事がみんな回らなくなっちゃうわけですから、それは絶対できませんから。とにかく、やはり兼務でやっていて、それで最終的には、今動いている行革委員会というのは、委員会活動の中で動いているわけでございますので、それでいろんなことが出てきているわけです。例えば、手数料の見直しとかそんなことまで、いろんな細かいことまで全部やってきているわけなんですよ。ですから、その4人にこだわる必要はありませんから、4人はたまたま、最初はやはり行革担当の人間が誰もいないという形になると、どこで捻出するかということがあったわけですがけれども、そのときは最初2人、一応捻出しましたけれども、その後は企画財政、今、担当課長がついていますけれども、そちらの分野で全部そのところは、ある面ではやっているというのが現状でございます。

ですから今は、普通の一般の仕事をやりながらそれをやっているというのが現状でございますので、ご認識いただければと思います。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは4点目に入りますけれども、大多和正夫議員の答弁の中でありましたように、いろんな部分での数値的な目標に到達できないというふうに町長のほうからおっしゃっていましたがけれども、実際には、こういう行財政改革って、どこで判断するかというと、目に見えるのはこの数値なんですよ、やっぱり。いろいろやっている中で見えるものと見えないものがあるって、実際に判断するのはその数値であるというふうに、数値目標であるというふうに思っています。その中で、実際にこれだけの財政効果が出たということで、これはどこが起因して出たのかということをしつかりと検証して、目標に向かって進まなければならないというふうに思っています。たまたま今期の場合には、今期の3年間は、今はまだ中間でありますけれども、コロナウイルスの感染で非常に事態が想定外のところだったというふうに思いますが、やっぱりしっかりとした目標にできるだけ到達できる

ような、まずは日々の努力をするべきだと思いますが、この途中経過の中で、先ほど5,000万とかという数字が出されましたけれども、もう一回これらについて伺います。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君に申し上げます。

ただいま質問時間の40分を経過いたしました。規定により、以上で大多和秀一君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は15時55分といたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時55分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第3号の上程、委員会付託

○議長（酒井良信君） 日程第7、請願第3号 議会基本条例の制定に関する請願書についてを日程といたします。

これまでに受理しました議会基本条例の制定に関する請願については、会議規則第91条の規定により、総務常任委員会へ付託します。

内容については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

◎諮問第1号及び同意第1号の一括上程、説明、採決

○議長（酒井良信君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてないし日程第9、同意第1号 白子町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、諮問第1号及び同意第1号の提案説明をさせていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年12月10日提出。

白子町長、石井和芳君。

記といたしまして、氏名、代市伸江。住所、白子町幸治3215番地。生年月日、昭和32年5月29日。経歴については、裏面をご覧願いたいと思います。

次に、同意第1号 白子町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。

次の者を白子町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和3年12月10日提出。

白子町長、石井和芳君。

記といたしまして、氏名、御園正二。住所、白子町古所3435番地。生年月日、昭和33年9月2日。経歴等については、やはり裏面をご参照いただきたいと思います。

以上2件、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 提案説明の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、成規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立により行います。

諮問第1号、原案による者を適任者として認めることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、諮問第1号は原案による者を適任者として認めることに決定いたしました。

次に、同意第1号の採決に入る前に、御園正二君の退席を求めます。

(御園正二君退席)

お諮りいたします。

同意第1号 白子町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、成規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立により行います。

同意第1号 白子町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

御園正二君の入場をお願いいたします。

(御園正二君入場)

ここで、御園正二君より挨拶があります。

教育長、御園正二君。

○教育長(御園正二君) 議会の貴重なお時間の中を頂戴いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま石井町長の推挙によりまして、議員の皆様方のご賛同をいただきまして、大変ありがとうございます。

私ごとですけれども、38年間教職に身を置きまして、特に最後の6年間につきましては、校長の任をいただきまして学校運営に携わってまいりました。その間、「安心・安全な学校」「確かな学力を保障する学校」「保護者・地域から信頼される学校」この3つを経営の柱として取り組んでまいりました。

このたび教育長に就任に当たり、白子町教育大綱の理念に基づきました教育行政の発展、推進に努めてまいりますとともに、今申し上げました「安心・安全な小・中学校」、そして「確かな学力を保障する小・中学校」、そして「保護者・地域から信頼される小・中学校」、こちらのほうにも全身全霊で取り組んでまいる所存でございます。そのためにも、どうか議

員の皆様方には、今後多大なるご支援とご指導を賜れば幸いです。

また、石井町長をはじめ町執行部の皆様方にも、教育行政への温かいご支援と、そしてご協力を賜りますようお願い申し上げ、大変簡単ではございますが就任のご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

◎議案第 1 号及び議案第 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第10、議案第 1 号 白子町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてないし日程第11、議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、議案第 1 号及び議案第 2 号の提案説明をさせていただきます。

議案第 1 号 白子町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、これは総務課長から詳細説明をさせていただきます。

次に、議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これも総務課長より詳細説明をさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 議案第 1 号 白子町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、提出議案説明資料により内容説明をさせていただきますので、1 ページをお願いいたします。

今回の改正は、新たな行政需要や多様化する町民ニーズに的確に対応するために、事務事業の効率化を高めるなどの時代の流れを見据えた行政の確立を図るため所要の改正を行うものであり、総務課を、総務課と企画財政課に分課するものです。

施行日は、令和 4 年 4 月 1 日となります。

なお、新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

続いて、議案第２号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をさせていただきます。

予防接種法に基づき実施された予防接種等において、町民が健康被害を受けたときに調査等を実施した予防接種健康被害調査委員会の委員に対する報酬額を定めるため所要の改正を行うものであり、別表中の職名欄に「予防接種健康被害調査委員会委員」を、報酬欄に「日額8,200円」を加えるものです。

施行日は公布の日となります。

なお、新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

以上で議案第１号及び議案第２号の内容説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより、議案第１号 白子町課設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第２号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎休会の件

○議長（酒井良信君） 日程第12、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日12月11日から16日まで、議案調査のため休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、明日12月11日から16までを休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（酒井良信君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

12月17日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 午後 ４時１１分

令和3年第4回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和3年12月17日（金）午前10時開議

- 日程第 1 議案第3号 白子町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第4号 白子町緊急避難施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 3 議案第5号 令和3年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について
- 日程第 4 議案第6号 令和3年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算につ
いて
- 日程第 5 認定第1号 令和2年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第2号 令和2年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第 7 認定第3号 令和2年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第 8 認定第4号 令和2年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第5号 令和2年度白子町休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第6号 令和2年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の
処分について
- 追加日程第1 常任委員会委員の選任
- 追加日程第2 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第3 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 追加日程第4 委員会の閉会中の継続審査の件
- 追加日程第5 議案第7号 令和3年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について

本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第5まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番 今 井 滋 則 君
 3 番 北 田 百 人 君
 5 番 宗 島 理 仁 君
 7 番 酒 井 良 信 君
 1 0 番 板 倉 正 道 君
 1 2 番 齋 藤 鉄 也 君
 1 4 番 市 川 隆 子 君

2 番 大多和 正 夫 君
 4 番 梅 澤 哲 夫 君
 6 番 東海林 東 治 君
 8 番 今 関 勝 巳 君
 1 1 番 大多和 正 之 君
 1 3 番 大多和 秀 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 井 和 芳 君	教 育 長	御 園 正 二 君
総 務 課 長	斉 藤 繁 男 君	税 務 課 長	御 園 友加里 君
建 設 課 長	齊 藤 雄 君	産 業 課 長	小 高 健 史 君
商工観光課長	田 邊 健 治 君	健康福祉課長	竹 下 裕 之 君
環 境 課 長	梶 幸 男 君	住 民 課 長	今 関 道 雄 君
ガス事業所長	緑 川 栄 治 君	会 計 管 理 者	緑 川 義 之 君
教 育 課 長	目 羅 伸 夫 君	生涯学習課長	齊 藤 貴 人 君
学 校 給 食 センター所長	三 橋 政 明 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	高 橋 庸 行	書 記	味 戸 ひろ子
書 記	三 橋 早奈恵	書 記	阿 曾 弘 康
書 記	上 代 智 也	書 記	中 古 珠輝也

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） これより本日の会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（酒井良信君） お諮りいたします。

お手許に配布した日程に追加し、追加日程第 1、常任委員会委員の選任、追加日程第 2、議会運営委員会委員の選任、追加日程第 3、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を議題といたします。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第 1、常任委員会委員の選任、追加日程第 2、議会運営委員会委員の選任、追加日程第 3、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を議題とすることに決定いたしました。

◎常任委員会委員の選任

○議長（酒井良信君） 追加日程第 1、常任委員会委員の選任を議題といたします。

今回は、副議長職変更に伴う所属変更であります。常任委員会委員の所属変更の選任は、委員会条例第 6 条第 5 項の規定によって、議長が会議に諮って変更することができることから、次のとおり変更したいと思います。

総務常任委員会は、5 番宗島理仁君が抜けまして、11 番大多和正之君が入り、7 人となります。

厚生文教常任委員会は、11 番大多和正之君が抜けまして、4 番梅澤哲夫君が入り、8 人となります。

産業建設常任委員会は、11番大多和正之君が抜けまして、10番板倉正道君が入り、7人となります。

お諮りいたします。

以上のとおり所属変更の選任をすることにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員の所属変更の選任は提案のとおりといたします。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（酒井良信君） 追加日程第2、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

副議長職変更に伴う議会運営委員会委員の選任であります。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することができることから、次のとおり指名したいと思います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員に5番宗島理仁君を指名いたします。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任については、ただいま指名したとおりに選任されました。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（酒井良信君） 追加日程第3、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員に、10番板倉正道君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました板倉正道君を長生郡市広域市町村圏組合議会議員の当選者と定めることに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、板倉正道君が長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました板倉正道君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時30分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（酒井良信君） 休憩中に総務常任委員会並びに厚生文教常任委員会の会議が開催され、委員長の互選が行われました。その結果について通知がありましたので、ご報告いたします。
総務常任委員会につきましては、委員長、大多和正之君が選任されました。

厚生文教常任委員会につきましては、委員長、宗島理仁君が選任されました。

以上で報告を終わります。

◎議案第 3 号及び議案第 4 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第 1、議案第 3 号 白子町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてないし日程第 2、議案第 4 号 白子町緊急避難施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 皆さん、おはようございます。

議案第 3 号及び議案第 4 号の提案説明をさせていただきます。

議案第 3 号 白子町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、これは総務課長より詳細説明をさせていただきます。

次に、議案第 4 号 白子町緊急避難施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも総務課長より詳細説明をさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 議案第 3 号 白子町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、提出議案説明資料により内容説明をいたしますので、1 ページをお願いいたします。

現在、一般会計において会計処理をしているコミュニティプラント事業の経費については、一般会計に包含されていることにより、その歳入歳出、経費の総額が明確に把握できない状況にあるため、特別会計に編成し単独で会計処理を行うため所要の改正を行うものであり、第 1 条に「（1）コミュニティプラント事業特別会計 コミュニティプラント事業」を加えるものです。

施行日は令和 4 年 4 月 1 日となります。

なお、新旧対照表を添付してございますので、ご参照いただきたいと存じます。

続いて、議案第 4 号 白子町緊急避難施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例の制定について内容説明をいたします。

津波から住民等の生命及び身体の安全を守るための施設として建設中の白潟地区緊急避難施設について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、その設置及び管理に関して必要な事項を定めるため所要の改正を行うものであり、第3条中の名称欄に「白潟地区緊急避難施設」を、位置欄に「白子町古所5252番地」を加えるものです。

施行日は令和4年2月1日となります。

こちらについても新旧対照表を添付してございますので、ご参照をお願いいたします。

以上で議案第3号及び議案第4号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第3号 白子町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 白子町緊急避難施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号及び議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第3、議案第5号 令和3年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算についてないし日程第4、議案第6号 令和3年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、議案第5号及び議案第6号の提案説明をさせていただきます。

議案第5号 令和3年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について、これは総務課長から詳細説明いたさせます。

次に、議案第6号 令和3年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について、これはガス事業所長から詳細説明をいたさせます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第5号の内容説明について、総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 議案第5号 令和3年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について、内容説明をいたします。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,335万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ51億5,230万2,000円とするものです。

最初に、地方債の補正について申し上げますので、4ページの第2表をお願いいたします。

道路整備事業は3,070万円から1,380万円増の4,450万円とします。これは同じく18ページの町道107号線、幸治西地区の道路改良工事の事業促進に伴う国からの追加配分の打診があ

り、早期完成を目指すため、3,513万6,000円の増額が必要となり、国交付金55%の残り、45%のうち90%以内の財源を賄うため起債発行を予定するもので、起債の方法、利率及び償還の方法については変更はありません。

それでは、歳出より主なものにつきましてご説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

3 款民生費、1 項 1 目の社会福祉総務費の5,092万円の追加は、障害福祉サービス受給者数及び利用回数の増加に伴う自立支援事業の給付金4,530万円の追加及び新型コロナウイルスワクチン接種のための公共交通機関の代替としてタクシー利用券を追加交付した福祉タクシー事業291万9,000円の増額が主なものです。

13ページの2 項 3 目の児童措置費の7,212万3,000円の追加は、制度改正により医療機関から直接町への請求となり、ひとり親家庭等の医療費給付の297万2,000円の追加と、14ページの国の事業である子育て世帯への臨時特別給付金先行給付分6,670万円の計上が主なものです。

15ページをお願いします。

15ページの4 款衛生費、1 項 2 目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として3 回目のワクチン接種費用を793万4,000円計上いたしました。

12節委託料のシステム改修等委託料114万1,000円ですが、システム改修となり、片仮名のムが抜けてしまっております。おわびと訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

続いて、6 目健康管理費は、16ページ、健診結果の様式の標準化及びマイナンバー情報連携に係るシステム改修委託料621万2,000円を計上し、参加者のポイント獲得数の増加による商品券の増及び歩数計の交換に伴う費用の増加による健幸ポイント事業運営委託料を149万3,000円追加します。

18ページをお願いします。

7 款土木費、2 項 2 目道路新設改良費は、先ほど地方債の補正でも触れましたが、町主要道路である町道107号線の未整備区間の事業推進に当たり、国から交付金の追加配分の打診があったことから、早期完成を目指し、工事請負費2,185万円と物件補償費1,656万円を増額計上し、不動産鑑定の結果により、当初想定した買収単価から下落が生じたため、用地購入費327万4,000円を減額するものです。

3 目橋梁新設改良費は、橋梁の長寿命化により実施中の4 橋の舗装面が老朽化しているため、橋梁舗装面の追加工事が必要となり、240万円を増額するものです。

20ページをお願いします。

9款教育費、2項小学校費、3目学校管理費は、関小学校の給水ポンプが故障し、給水ポンプユニット交換工事費197万6,000円を計上いたしました。

22ページをお願いします。

4項5目青少年センター施設費は、ホール用冷暖房設備の故障に伴う修繕料99万9,000円を追加するものです。

以上が主な歳出でございます。

次に、歳入について主なものを説明いたしますので、7ページにお戻りください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金の障害者自立支援事業費負担金2,438万9,000円は、先ほど歳出で説明しました11ページの自立支援事業4,530万円の追加に伴うものです。

2項1目総務費国庫補助金969万円は、17ページの6款商工費1項2目商工業振興費で、コロナ対策として実施しています中小企業等継続支援金の一般財源からの組替えに563万4,000円、3目の観光費で、コロナ対策として実施しています宿泊施設感染防止対策支援金の一般会計からの組替えに405万6,000円の財源更正を行うものです。

2目民生費国庫補助金6,914万2,000円は、14ページの子育て世帯等臨時特別支援事業等に要する経費の全額を補填するためのものです。

3目衛生費国庫補助金1,205万6,000円は、3回目のワクチン接種を行うための新型コロナワクチン接種体制確保事業及び健康増進事業の追加に伴うものです。

4目土木費国庫補助金1,869万4,000円は、18ページの道路新設改良事業の追加によるものです。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の障害者自立支援事業費負担金1,219万5,000円の増額は、11ページの自立支援事業の県負担分となります。

8ページをお願いします。

2目民生費県補助金のひとり親家庭等医療費等助成事業補助金148万6,000円は、13ページのひとり親家庭等医療費等給付金297万2,000円の追加に伴うものです。

22款の町債は、冒頭に地方債の補正の説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

順序が逆転しますが、20款1項1目繰越金を2,146万5,000円追加し、歳入と歳出の差額調整を行っています。

以上、歳出を賄う財源となります歳入の説明とさせていただきます。

なお、24ページ、25ページに給与費明細書を添付してありますのでご参照ください。

以上、議案第5号の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第6号の内容説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 議案第6号 令和3年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

まず初めに、第2条収益的収入及び支出でございますが、収入より第1款第3項営業外収益を110万円増額し1,051万7,000円とし、第1款ガス事業収益として2億7,850万5,000円とするものでございます。

なお、内容につきましては、2ページの実施計画にてご説明をさせていただきます。

次に、第3条資本的収入及び支出でございますが、支出より第1款第1項建設改良費として、消費税を含めた1,210万円を増額し1億3,266万6,000円とし、第1款資本的支出として1億4,533万7,000円とするものでございます。

そして、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,233万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,221万2,000円、当年度分損益勘定留保資金5,018万1,000円、建設改良積立金2,961万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,032万6,000円で補てんする」ことに改めるものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

実施計画にて、先ほどの内容についてご説明をいたします。

収益的収入及び支出でございますが、収入より、1款ガス事業収益、3項営業外収益、4目雑収入では、仮払消費税の増加に伴い消費税還付金を110万円増額し、118万3,000円とするものでございます。

支出につきましては変更ございません。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

支出より、1款資本的支出、1項建設改良費の1目導管では執行済みである工事における現況との相違による工事内容の変更や、ほかの部署との工事内容の調整によるもののほか、漏えい調査結果に伴う緊急工事費用の調整額といたしまして1,210万円を追加し、資本的支出の総額を1億4,533万7,000円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

令和4年3月末までの予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動、投資活動、財務活動から成る資金の流れを表しており、3,716万1,971円の資金減少額を見込み、資金期末残高1億6,350万4,400円を予定するものでございます。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

補正予定額を反映した予定損益計算書でございます。

5ページの下から4段目になりますが、税抜き経理のため、当年度純損失2,746万円に変更はございません。純損失は、その他未処分利益剰余金変動額の一部となる利益積立金の取崩額による補填を予定しております。

なお、建設改良積立金の取崩額に変更が生じるため、前年度未処分利益剰余金を含めた当年度未処分利益剰余金6,099万6,141円を見込むものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

財務状態を表す予定貸借対照表でございます。6ページより、資産の部では1、固定資産、2、流動資産の合計であります資産合計は11億5,455万7,459円でございます。

続いて、7ページの上段より、負債の部では、3、固定負債、4、流動負債、5、繰延収益を合算した負債合計は3億9,389万8,259円で、6、資本金、7、剰余金の合計であります資本合計7億6,065万9,200円を合計した負債資本合計は、資産合計と一致し11億5,455万7,459円を見込むものでございます。

以上で令和3年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより、議案第5号 令和3年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和3年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について
質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号～認定第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第5、認定第1号 令和2年度白子町一般会計歳入歳出決算認定
についてないし日程第10、認定第6号 令和2年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認
定及び剰余金の処分についてまでを一括議題といたします。

ここで決算審査特別委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、北田百人君。

○決算審査特別委員長（北田百人君） それでは、決算審査特別委員会に付託された令和２年度白子町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

決算審査特別委員会は、さきの第３回定例会において設置され、同時に決算認定について付託されました。

原則として、委員会は本会議の会期中に開催しなければなりません。第３回定例会の会期の都合上、閉会中の継続審査の議決を得て、10月27、28日の両日に委員会を開催し、執行部からの説明を聴取しつつ慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については監査委員の意見書のとおり過誤なきものと認められましたが、適正で経済的かつ効果的な予算執行に関し、改善、是正が必要と思われる箇所が確認されましたので、当該部分については当局の反省を促し、改善、是正を求めました。これらの諸点については、令和３年度以降、町当局において適切な処理がされるものと思われます。

要望しました主要な事項につきましては、詳細はお手許の報告書をご参照いただきたいと思います。と思いますが、一般会計については５点ほど、特別会計については３点ほど、執行部に対し指摘させていただきました。合わせて８点の指摘、要望事項を付した上で、本委員会は令和２年度白子町一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者事業特別会計、介護保険事業特別会計、休養施設事業特別会計、ガス事業特別会計歳入歳出決算は、全員賛成によりまして、原案のとおり認定すべきとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和３年12月17日、決算審査特別委員会委員長、北田百人。副委員長、大多和正夫。委員、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、梅澤哲夫、今井滋則。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で決算審査特別委員会委員長の報告を終了といたします。

これより認定第１号 令和２年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 一般会計決算について、反対の立場から討論します。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、職を失った人、仕事が減り減収となった人など、家計を直撃しています。こうした中で、子ども医療費は高校卒業までに拡大されたことは評価したいと思います。また、教育面では一律休校など先の見えないコロナの時代で、安心・安全な学校生活を送るため、どんな課題があるのかなど難しい年であったと思います。

今後は、就学援助申請方法を検討するなど、子供たちが安心して学べるよう、さらに進めてほしいと思います。

限られた予算の中ですが、地方自治の目的である住民の暮らし、福祉を守り、町民が安心して暮らせるまちづくりに取り組むことを要望いたしまして、反対討論いたします。

○議長（酒井良信君） ほかに討論ありませんか。

11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 私は、本案に賛成の立場から討論いたします。

歳入面において、自主財源の根幹をなす町税の収納率向上に努めるとともに、本町の施策に適応した補助事業、特定財源の確保に努めております。歳出面においては、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策、子ども・子育て支援の強化、ハード、ソフト両面からの教育環境の充実、防災対策などの多方面に配慮した各種事業が執行され、少しずつ成果を上げております。

新型コロナウイルス感染症により、生活様式が一変している状況ではありますが、今後ともより一層の効率的、適切な予算執行を期待し、本案に賛成いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

認定第1号 令和2年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、認定第1号は委員会報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和2年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 私は、国民健康保険事業特別会計に対し、反対の立場から討論します。

国民健康保険税は、高齢者や低所得者の割合が高く、国保税の負担が大変という声があります。低所得世帯には減免制度が適用されていますが、国保の保険料算定の仕組みは低所得者には過酷なものとなっています。

また、均等割は家族が多いほど負担額は引き上がります。さらに、国保は国庫負担率が削減されたことも値上げの要因の一つになっています。

町民の生活が厳しくなっている中、国に対しては国庫負担の引上げを要望し、町民負担の軽減のため、より一層の努力を求め、反対討論とします。

○議長（酒井良信君） ほかに討論ありませんか。

10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） 私は、本案に賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、我が国の社会保障制度の根幹として重要な役割を果たしております。

平成30年度から千葉県との広域化が行われ、制度設計の見直しや経営の改革、効率化も不断なく実施されており、厳しい財政状況の中、経営合理化に努めているところであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、ますます医療サービスのニーズは高まるものと予想されますので、今後とも改革、改善に鋭意努力するよう要望し、本案に賛成するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ほかにありませんか。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

認定第2号 令和2年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、認定第2号は委員会報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和2年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) 私は、本案に反対の立場から討論します。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人口と医療費の増加により保険料が引き上げられます。これでは値上げが続くことに歯止めがかかりません。また、保険料は少ない年金からも引かれ、高齢者の暮らしは大変です。高齢になればどうしても病気になりがちとなります。その上、保険料が上がり続ければ、高齢者の生活が困難になりますので、安心して医療を受けられるようにするため、保険料を抑制するよう広域連合に求めることを要望いたしまして、反対討論といたします。

○議長(酒井良信君) ほかにありませんか。

6番東海林東治君。

○6番(東海林東治君) 私は、本案に賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が安心して医療が受けられる社会保障制度として、千葉県後期高齢者広域連合により効率的で安定した運営がなされており、なくてはならないものでございます。

高齢化がますます進んでいる状況においては、75歳以上の高齢者の健康を維持するため、安定かつ効率的な制度の維持、運営は国民全体で取り組まなければならない重要な課題でございます。

新型コロナウイルスの感染症の拡大により、ますます医療サービスのニーズは高まるものと予想されますので、今後とも効率的かつ適正な事業運営を強く要望し、本案に賛成するも

のであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

認定第3号 令和2年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、認定第3号は委員会報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和2年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 私は、介護保険事業特別会計に対し、反対の立場から討論します。

新型コロナウイルスの影響により、介護事業所でもいろいろな影響が出ました。利用する人は保険料を納め、いざ利用するときには自分の年金等で負担できる額によりサービスを決めています。そしてこの制度は、サービスの利用が増えると保険料の値上げにもつながります。何よりも元気に高齢期を過ごせることが一番幸せだと思いますが、利用しなければならなくなったとき、施設でも在宅でも安心して暮らせるよう、利用料の減額などを求め、反対討論とします。

○議長（酒井良信君） ほかに討論ありませんか。

5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 私は、本案に賛成の立場から討論いたします。

介護保険事業は、高齢化が進む本町においては必要不可欠な社会保障制度であり、厳しい財政状況の中、準備基金の積み増しを行うとともに、要支援者など軽度の方から施設入所者など重度の方まで、利用者一人一人の状況に配慮した事業を展開しております。

いわゆる団塊の世代と呼ばれる方たちが75歳となり、超高齢化社会を迎えようとしている今、そしてさらに新型コロナウイルスの感染拡大を機に社会の在り方が変わっていく中で、ますます介護保険サービスのニーズは高まるものと予想されていますので、より一層、高齢者一人一人に配慮した事業の充実、強化を要望し、賛成の討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

認定第4号 令和2年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、認定第4号は委員会報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和2年度白子町休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

認定第5号 令和2年度白子町休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第5号は委員会報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 令和2年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処

分について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

認定第6号 令和2年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分について、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第6号は委員会報告のとおり認定されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時40分といたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時40分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（酒井良信君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第4、委員会の閉会中の継続審査の件、追加日程第5、議案第7号 令和3年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算についてを議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第4、委員会の閉会中の継続審査の件、追加日程第5、議案第7号 令和3年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について、議題にすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（酒井良信君） 追加日程第4、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手許に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

総務常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 追加日程第5、議案第7号 令和3年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、追加日程でお願いします議案第7号の提案説明をさせていただきます。

議案第7号 令和3年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について、先ほどご承認いただきました子育て世帯臨時給付金の先行給付分の5万円に加え、クーポン給付分とされていた5万円が、国の方針転換により、先行分と合わせて10万円の現金一括給付が可能

となりました。町としましては、いち早く子育て世帯に現金を給付したく、年内に子供1人当たり10万円の支給を実現するため追加補正するものであります。ご理解とご協力をお願いいたします。

総務課長から詳細説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第7号の内容説明について、総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 議案第7号 令和3年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について、内容説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,670万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ52億1,900万2,000円とするものです。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

3款民生費、2項3目児童措置費6,670万円の追加は、町長より説明がありましたとおり、年内に子育て世帯に子供1人当たり10万円の一括給付を実現すべく、子育て世帯等臨時特別支援事業に子育て世帯への臨時特別給付金追加給付分の6,670万円を追加するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページをご覧ください。

20款1項1目の繰越金を6,670万円追加し、歳入と歳出の差額調整を行います。

歳出を賄う財源となります歳入の説明とさせていただきます。

以上、議案第7号の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第7号 令和3年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について、質疑を行います。

10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） それこそ、政府では子育て世帯への臨時特別給付金が給付されるようですが、この18歳未満の所得制限以外の、町では何件ぐらいあるのか。他の市町村では、裕福なところでしょうけれども、それも含めて給付対象にするという報道がなされていますけれども、町についてはその考えがあるのか伺います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、今関道雄君。

○住民課長（今関道雄君） 質問にお答えします。

対象世帯は22世帯ですね。対象児童が40名です。

所得制限の、支給するしないかの問題については非常に悩ましい問題でございますが、その財源が全て町負担となってしまいますので、近隣市町村の支給するというところがあった場合には検討したいと思いますが、現状では支給のほうは考えておりません。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ありますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（酒井良信君） 以上で本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

これをもって令和3年第4回白子町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時48分